

平生町告示第26号

令和5年第7回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和5年8月29日

平生町長 浅本 邦裕

- 1 期 日 令和5年9月8日
 - 2 場 所 平生町議会議場
-

○開会日に応招した議員

原 真紀さん	長尾 忠明君
中村 一幸君	中本 敦子さん
赤松 義生君	中川 裕之君
河藤 泰明君	岩本ひろ子さん
河内山宏充君	平岡 正一君
細田留美子さん	中村 武央君

○応招しなかった議員

令和5年 第7回(定例)平生町議会会議録(第1日)

令和5年9月8日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和5年9月8日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発委第2号 平生町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
- 日程第6 議案第35号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第36号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第37号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第38号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第39号 平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第11 認定第1号 令和4年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和4年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 報告第5号 令和4年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第19 報告第6号 令和4年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第20 報告第7号 令和4年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第8号 令和4年度平生町公共施設整備基金の運営及び収支会計の状況報告

- 日程第22 報告第9号 令和4年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第10号 令和4年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第11号 令和4年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第12号 令和4年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第13号 令和4年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第14号 令和4年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第15号 令和4年度ボートパーク管理基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第16号 令和4年度平生町森林環境整備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第17号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第31 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発委第2号 平生町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
- 日程第6 議案第35号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第7 議案第36号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第8 議案第37号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第9 議案第38号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第10 議案第39号 平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第11 認定第1号 令和4年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和4年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定

について

- 日程第16 認定第6号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 報告第5号 令和4年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第19 報告第6号 令和4年度平生町育英基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第20 報告第7号 令和4年度平生町土地開発基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第21 報告第8号 令和4年度平生町公共施設整備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第22 報告第9号 令和4年度平生町ふるさと振興基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第23 報告第10号 令和4年度平生町減債基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第24 報告第11号 令和4年度平生町まちづくり基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第25 報告第12号 令和4年度平生町国民健康保険事業基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第26 報告第13号 令和4年度平生町介護給付費準備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第27 報告第14号 令和4年度平生町地球温暖化対策推進基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第28 報告第15号 令和4年度ポートパーク管理基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第29 報告第16号 令和4年度平生町森林環境整備基金の運営及び収支会計の状況報告
- 日程第30 報告第17号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告
- 日程第31 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

出席議員（12名）

- | | |
|-------------|------------|
| 1番 原 真紀さん | 2番 長尾 忠明君 |
| 3番 中村 一幸君 | 5番 中本 敦子さん |
| 6番 赤松 義生君 | 7番 中川 裕之君 |
| 8番 河藤 泰明君 | 9番 岩本ひろ子さん |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |
| 12番 細田留美子さん | 13番 中村 武央君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君 書記 加村 直子さん
書記 藤田 智典君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 浅本 邦裕君 副町長 …………… 友田 隆君
教育長 …………… 清時 崇文君 会計管理者 …………… 金岡 泰史君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 …………… 中尾 和正君
地域振興課長 …………… 星出 一明君 デジタル推進課長 …………… 横田 佳幸君
町民福祉課長 …………… 淵上万理子さん 税務課長 …………… 池田 真治君
健康保険課長 …………… 久保 秀幸君
産業課長兼農業委員会事務局長 …………… 吉岡 文博君
建設課長 …………… 山崎 好博君 環境政策室長 …………… 山本 和也君
学校教育課長 …………… 吉本 敏行君 社会教育課長 …………… 三村 直子さん
総務課財務班長 …………… 山本 順一君

午前9時00分開会・開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和5年第7回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において河内山宏充議員、平岡正一議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（中村 武央君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの15日間としたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は15日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（中村 武央君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております議会日誌のほか、議員派遣報告、並びに地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため出席を求めた者及び、委任を受けた者の職氏名の写しをもって、諸般の報告といたします。

日程第4. 行政報告

○議長（中村 武央君） 日程第4、行政報告を行います。

町長に行政報告を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員の皆様おはようございます。

9月に入り、朝晩は過ごしやすい気候となってまいりましたが、日中は、依然として30度を超える暑い日が続いております。

年々気温が高い日が続く期間が長くなっている印象はありますが、本町では5月から10月末まで、多くの職員がイタリアーノひらおポロシャツを着用しております。本日は6月定例会に続いて議員の皆様とともにイタリアーノひらおポロシャツを着用して会議に臨んでおります。議会の御協力に感謝申し上げます。

さて、今年の梅雨入りは、平年より早い5月29日頃、梅雨明けは平年より遅い7月25日頃となりました。期間中の降水量は平年より多く、特に6月末から7月初旬にかけて県西部を中心に大雨となり、県内各所で災害が発生いたしました。

梅雨明け以降は、連日熱中症警戒アラートが発表されるなど猛暑となりました。気象庁からは、この夏の平均気温が観測史上最も高温となる見込みであるとの発表もあったところです。

これから秋本番、夏の暑さがやわらぎ、吹く風にさわやかさを感じる、そんな気候のよい季節となってまいります。多くの地域でコロナ禍により中止や縮小を余儀なくされた行事が開催されています。本町におきましても文化、スポーツを中心に様々な行事が開催される時期となります。賑わいが地域に戻ってくることを期待しております。

そうした中、定められました令和5年第7回平生町議会定例会を開催いたしましたところ、議員の皆様におかれましては御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

行政報告に入ります前に、8月末で締め切られました国の令和6年度予算の各省庁からの概算要求について、触れてみたいと思います。

一般会計の要求総額は、11兆4千385億2千円となり2年振りに過去最大を更新しております。ここに金額を示さない事項要求である少子化対策、物価高騰対策が上積みされ、新年度予算案の総額は、過去最大であった今年度の11兆4千381億2千円を大きく上回る可能性があります。今年の骨太の方針で政府は、持続可能な財政運営をうたい、「コロナ禍を脱し、歳出構造を平時に戻していく」としてしておりますが、コロナ問題が終息に向かい、財政を取り巻く環境は平時となっても、歳出規模はなかなか正常化しないようです。

来年度予算では、岸田首相が優先課題とする「防衛費増額」「少子化対策」「グリーントランスフォーメーション投資」の3分野が影響して歳出増加に弾みがつく形となっておりますが、いずれの政策も財源が固まっておらず財政赤字が拡大するリスクが高まっています。

地方交付税に関しましては総務省は、「新経済・財政再生計画」「経済財政運営と改革の基本方針2023」等を踏まえ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとし、地方交付税本来の役割が適切に発揮されるよう地方団体への交付ベースで、1兆8千569億0千円を要求するとともに、交付税率の引上げを事項要求しています。

これから本格的な各省庁の予算折衝が行われますが、これまでも全国町村会や地方6団体で来年度予算要求や要望をしてきたところであり、その動向を注視してまいりたいと思っております。

長引くコロナ禍により、国の財政運営は厳しさを増しておりますが、物価高騰対策は国の責任において実施していくよう引き続き要望していく必要があります。

特に地方交付税は、地方自治体にとって固有の確保されるべき財源であり、地方交付税がもし減額されるということになれば、特に財政力の弱い町村にとって、行政運営や行政サービスに支障の出ることが懸念されます。

私といたしましても、様々な機会をとらえて、議会の皆様と一緒に、精一杯、町の声や地方の声を県や国に上げていきたいと考えておりますので、引き続き、御指導、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これからは、6月定例会以降の諸般のことを中心に、行政報告として触れてみたいと思います。

まずは、梅雨時期の6月30日から7月1日にかけての大雨対応について御説明いたします。

6月30日金曜日の日中は、湿った空気が九州及び山口県に入り、局地的に激しい雨が降っておりまして。30日夜から翌7月1日土曜日の朝にかけて、対馬海峡付近にあった梅雨前線が活動を強めて南下したため、山口県で線状降水帯が発生し、下関市や美祢市に記録的短時間大雨情報が発表されるなど、局地的に猛烈な雨となりました。

この大雨により山口市では死者1名の人的被害が発生したほか、県内で床上浸水187棟、床下浸水181棟の被害が発生しております。

本町では幸いにも人的被害や家屋の被害はなかったものの、道路や河川で災害が発生いたしました。

本町におけるこの大雨への対応ですが、6月30日の午後4時20分の大雨警報の発表を受け、第2警戒体制を配備し災害に備えておりました。その際にはこれほどの大雨になることは想定できず、避難所の設置やレベル3の高齢者等避難の発令は行わず、避難所対応職員への注意喚起にとどまることとなりました。

その後も雨は降り続き、7月1日午前0時45分の土砂災害警戒情報の発表を受けて、直ちに災害対策本部体制へ移行するとともに平生まち・むら地域交流センターに避難所を開設、午前1時に町内全域へ警戒レベル4の避難指示を発令、町防災メール及びエリアメール、Lアラートにより避難の呼びかけを行いました。深夜ではありましたが避難所として開設した平生まち・むら地域交流センターには、4世帯7人の方が避難されました。

災害対策本部会議を1日の午前8時に開催し、状況と今後の見通しについて共有し、引き続き状況の把握に努めることといたしました。

午前11時20分に土砂災害警戒情報が解除されたことにより避難指示を解除、災害対策本部体制を廃止し、午後8時37分の大雨警報の解除を受け、第2警戒体制を廃止いたしました。

この度の大雨災害を受けて山口県は、8月23日に市町防災主幹課長会議を開催し県内市町における取組状況や対応上の課題について意見交換を行いました。

また、下関気象台においても各市町を訪問し振り返りを行い、気象台が発信する情報が有効に活用された事例の抽出や新たな検討課題について確認を行い、連絡強化を図っております。

今後も地域住民の安全・安心を守るため、防災関係機関との円滑な連携により、災害被害の軽減に努めてまいります。

次に、ボランティアチャレンジについて、御報告申し上げます。

7月22日土曜日の午前7時から、ボランティアチャレンジを各地域交流センターにおいて実施いたしました。

この行事は、平成29年度から、美しい地域づくりやボランティア意識の醸成を図るため、ボランティアチャレンジとして、各コミュニティ協議会と連携して道路のごみ拾いを行っているも

のです。

令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止といたしておりましたが、昨年度からは新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じたうえで、再開しておりまして、今年度も平生町社会福祉協議会、平生町ボランティアグループ連絡協議会、そして平生町快適環境づくり推進協議会との共催により、実施したところであります。当日の参加者は約250名でありまして、地域をきれいにするボランティア活動の第一歩につながったと思っております。

以上で、行政報告を終わります。

.....

○議長（中村 武央君） 次に、教育長に教育行政に関する報告を求めます。清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、6月定例会以降の教育行政の進捗状況や経過について御報告を申し上げます。

まず、教科書採択についてでございます。

公立学校で使用される教科書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定によりまして、その採択の権限は、学校を設置する市町の教育委員会にあるとされております。

このことに基づいて、令和6年度から使用する小学校の教科用図書について採択を行いました。

採択の状況を申しますと、5月30日に、同一の教科書を使用することが適当であるとして指定されております「採択地区」を構成する熊毛郡3町で、採択に当たっての調査研究を進めるための熊毛郡採択地区協議会を開催いたしました。

その後、熊毛郡、柳井市、周防大島町の共同で、柳井地区教科用図書研究調査員による教科用図書の調査研究が行われ、7月11日には、その研究調査の結果報告会が開かれました。

その結果報告を受けて、同日に熊毛郡採択地区協議会を開催し、熊毛郡として教科用図書を選定いたしました。その後、7月28日の本町教育委員会会議において、協議会での選定のとおり採択とすることを決したところでございます。

次に、全国学力・学習状況調査についてでございます。

本調査は、小学校6年生と中学校3年生を対象とした調査で、国語、算数・数学に加え、中3には、2019年度以来2回目となります英語が行われています。考えの表出、情報の整理、グラフの読み取りなど、現行の学習指導要領で追加された指導事項や重視するようになった点が、問題に反映され、また、英語の「話すこと」技能の調査では、初めてオンライン形式が導入をされました。

学力調査の本町の本年度の結果は、中学校の国語では全国平均をやや上回り、そのほかの教科

では、小6・中3とも全国平均並みでありました。

対象が異なるため、毎年の結果には変化がございますが、学力向上については、本町ではこれまでの取組に加え、昨年度末から新たに、町内小中学校教員等を対象に「町内授業づくり研修会」として、平生町授業スタンダードを意識した授業実践、タブレットを用いた授業観察による研修会を開催し取り組んでいるところであります。

また、そのほかにも、平生中学校における地域と連携した伝統行事である「ふるさと体験学習」が、大雨の影響で実施が危ぶまれましたが、7月1日に4年ぶりに開催をされています。生徒の真剣な表情、生徒に関わってくださった多くの地域関係者の笑顔を見ると、地域と学校とのつながりが改めて深くなったのではないかと感じています。

また、8月9日には町内全教職員による「小中合同研修会」を開催し、これまでの小・中学校の学びの連続性を重視した取組をベースに、改めて小中一貫教育のスタートを切ることを目的に、小中一貫教育に係る研修を行ったところでございます。

続きまして、社会教育関連の行事でございますが、新型コロナウイルス感染症に対する基本的感染対策を実施しながら、3つの行事を行っています。

まず、毎年恒例の「ふれあい夏の天体観測会」です。小学生と保護者、合わせて26家族63名の参加を得て、7月25日に、今年度は町スポーツセンターグラウンドで開催しました。講師からの星座や夏の夜空などについての講話に続いて、家族ごとに天体望遠鏡を使い、観測を行いました。あいにくの曇り空ではありましたが、月の観測を通じて、宇宙の神秘に触れ、興味・関心を深めるとともに、親子の触れ合いを深めることができました。

2つ目は、我がまちスポーツに位置づけているサッカーについて、7月26日に、レノファ山口FCの選手2名を迎えて、永大産業グラウンドで「サッカー教室」を開催しました。

本教室は県の地域コミュニティ創出支援事業を活用したもので、参加した41名の子供たちは、たくさんの笑顔の中で、両選手の魅力を十分に体感し、サッカーを満喫することができました。

また、熊毛南高等学校女子サッカー部や平生ゆうゆうクラブの皆さんには、ボランティアとして参加をいただくことができ、今後も我がまちスポーツ「サッカー」によるスポーツの振興と地域を盛り上げていくことについて、検討してまいりたいと考えています。

3つ目は「平生町人権学習講座」です。8月1日、2日、4日の3日間に延べ142名の方に受講いただき、開催しました。

1日目は柳井地区広域消費生活センター相談員の岡本浩司氏に「ネットトラブルから身を守る～トラブル事例から考えよう～」と題して、最近の詐欺や悪質商法の手法、被害予防のポイントなどについて御講演いただき、また幅広い世代で発生しているネットトラブル事例をもとに、イ

ンターネットと人権侵害について、その予防法に係るグループ協議を行いました。身近に起こり得る危険性について学ぶとともに、自分の言葉や行動に責任を持つことの大切さを改めて感じる良い機会となりました。

2日目は山口県子ども食堂支援センターの杉山美羽氏による「食を通じたつながりづくり」と題して、県内の子供食堂の現状やフードバンクの仕組み等について御講演いただいています。「誰一人取り残さない地域づくり」のために、食を通じてできることについて学びました。

3日目は山口大学名誉教授霜川正幸氏に、「豊かな「つながり」が「幸せのまち平生」を創る～人権問題の解決のために～」と題して御講演いただきました。身の回りの人権やまちづくりについて学ぶことができ、また人とのつながりの大切さを改めて感じるとともに、各自の人権意識を見直す機会になりました。

以上をもちまして、教育行政の御報告を終わらせていただきます。

.....
○議長（中村 武央君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5. 発委第2号

○議長（中村 武央君） 日程第5、発委第2号「平生町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」についての件を議題といたします。

中川議会運営委員会委員長に提案理由の説明を求めます。中川委員長。

○議会運営委員会委員長（中川 裕之君） それでは、発委第2号「平生町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、地方自治法の一部改正に伴い、平生町議会議員と平生町との間の同法第9 2条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の構成、及び事務の執行の適正を図るため規定しようとするものであります。

ついては、各議員におかれましては、本提出議案に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

続きまして討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で討論を終わります。

これより採決に入ります。

発委第2号「平生町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」は起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第35号

日程第7. 議案第36号

日程第8. 議案第37号

日程第9. 議案第38号

日程第10. 議案第39号

日程第11. 認定第1号

日程第12. 認定第2号

日程第13. 認定第3号

日程第14. 認定第4号

日程第15. 認定第5号

日程第16. 認定第6号

日程第17. 認定第7号

日程第18. 報告第5号

日程第19. 報告第6号

日程第20. 報告第7号

日程第21. 報告第8号

日程第22. 報告第9号

日程第23. 報告第10号

日程第24. 報告第11号

日程第25. 報告第12号

日程第26. 報告第13号

日程第27. 報告第14号

日程第28. 報告第15号

日程第29. 報告第16号

日程第30. 報告第17号

○議長（中村 武央君） 日程第6、議案第35号「令和5年度平生町一般会計補正予算」から日程第10、議案第39号「平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例」、及び日程第11、認定第1号「令和4年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第17、認定第7号「令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの件を、一括議題といたします。

それでは、町長から提案理由の説明、並びに、日程第18、報告第5号「令和4年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告」から、日程第30、報告第17号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告」までの報告を求めます。

浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） それでは、御提案をいたします、予算4件、条例1件、認定7件の議案につきまして、順を追って説明を申し上げます。

議案第35号「令和5年度平生町一般会計補正予算」であります。

今回の補正額は3億4,883万1,000円を追加いたしまして、予算総額は63億2,282万8,000円となるものであります。

まず、歳出の主なものより申し上げます。

歳出につきましては12ページからであります。

一般管理費では、職員手当に6月末からの大雨対応に要しました時間外勤務手当の増額を計上いたしております。

13ページの財産管理費では、地方財政法第7条第1項の規定に基づき、令和4年度決算に伴う決算剰余金の2分の1を超える金額を、財政基金への積立金として計上いたしております。

社会福祉総務費では、普通交付税の確定に伴う国民健康保険事業における財政安定化支援事業に係る措置額を、繰出金に追加計上いたすものであります。

障害者福祉費では、令和4年度の障害者自立支援給付金及び障害児入所給付費の国県支出金の精算に伴う返還金を計上いたしております。

14ページの高齢者保健対策費では、令和4年度における後期高齢者医療療養給付費の確定に伴う追加の負担金を計上いたしております。

15ページの保育所運営費では、保育対策総合支援事業といたしまして、私立保育所のICT

化に対する補助金のほか、令和4年度の子どものための教育・保育給付交付金などの国県支出金の精算に伴う返還金を計上いたしております。

予防費では、令和4年度の新型コロナワクチン接種体制確保事業などの国県支出金の精算に伴う返還額を計上いたしております。

17ページの農業振興費では、尾国地区における農地集団化・地形測量業務に要する経費を計上いたしております。

18ページの道路橋梁新設改良費では、2件の道路改良工事に要する経費を計上いたしております。

住宅管理費では、ホームタウン平生で発生しました火災に伴う、周囲の部屋の内装や共用部分の修繕、及び火元の部屋における調査・設計業務に要する経費を計上いたしております。

19ページの小学校費学校管理費及び20ページの中学校費学校管理費では、令和6年度に運用を開始する統合型校務支援システムの導入に必要となる、端末やネットワーク等の環境整備に要する経費を計上いたしております。

21ページから22ページにかけての災害復旧費では、6月末からの豪雨による災害復旧工事に要する経費を計上いたしております。

上水道企業費では、柳井地域水道広域化事業に要する経費を、柳井地域広域水道企業団への負担金として計上いたしております。

23ページの予備費につきましては、現在の予算残額が僅かとなっておりますことから、今後の災害等に備えて追加計上をいたすものであります。

続きまして、歳入の主なものについて申し上げます。8ページからであります。

地方特例交付金につきましては、交付金額の確定に伴いまして減額補正をいたすものであります。

地方交付税につきましては、普通交付税額の確定に伴いまして減額補正をいたすものであります。減額の主な要因といたしまして、基準財政需要額において保健衛生費及び社会福祉費が補正係数の減少により過大計上となり、基準財政収入額において地方消費税交付金の増加により過少計上となったことによるものであります。

8ページから9ページにかけての国庫支出金、県支出金につきましては、主に歳出において御説明いたしました事業に伴う特定財源を計上いたすものであります。

10ページの寄附金は、頂いた一般寄附2件、特定寄附1件について計上いたすもので、特定寄附は図書購入に充当いたすものであります。

繰入金につきましては、追加の財政需要に要する財政基金からの繰入金を計上いたしております。

繰越金につきましては、令和4年度決算における決算剰余金の確定に伴い増額補正をいたすものであります。

11ページの町債につきましては、災害復旧事業等の財源として借入額を計上いたすほか、臨時財政対策債につきましては発行額確定に伴い減額補正をいたすものであります。なお、臨時財政対策債の減額の要因といたしましては、実算定における減少率が、国の地方財政計画において示された減少率を下回ったことによるものであります。

前に戻りまして、5ページの第2表、債務負担行為補正につきましては、小・中学校において導入します統合型校務支援システムについて、令和6年度以降の5か年にわたり要する経費を計上いたしております。第3表、地方債補正につきましては、追加・変更分の地方債における起債限度額の補正を計上いたしております。

なお、24ページから給与費明細書及び債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書をそれぞれ添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

以上で、議案第35号「令和5年度平生町一般会計補正予算」の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第36号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について、御説明申し上げます。

今回の補正額は、1,910万9,000円を追加いたしまして、予算総額は17億1,619万4,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページでございます。

基金積立金につきましては、令和4年度の繰越金等を国民健康保険事業基金へ積み立てるものであります。

歳入につきましては、6ページでございます。

繰入金につきましては、普通交付税の確定に伴う財政安定化支援事業費の増額補正をいたすものであります。

繰越金につきましては、令和4年度決算に伴う繰越金でございます。

雑入につきましては、前年度における療養給付費の確定に伴う追加分でございます。

なお、8ページから給与費明細書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思います。

続きまして、議案第37号「令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」についてであります。

今回の補正額は7,612万6,000円を追加いたしまして、予算総額14億6,203万6,000円となるものでございます。

歳出につきましては、7ページでございます。

基金積立金につきましては、令和4年度の繰越金を介護給付費準備基金へ積み立てるものであります。

諸支出金につきましては、過年度分の保険料還付金や国庫支出金等の返還金を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページでございます。

令和4年度決算に伴う繰越金を計上いたしております。

続きまして、議案第38号「令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」についてであります。

今回の補正額は55万3,000円を追加いたしまして、予算総額2億7,479万円となるものでございます。

歳出につきましては、7ページでございます。

諸支出金につきましては、過年度分の保険料還付金を計上いたしております。

歳入につきましては、6ページでございます。

諸収入につきましては、歳出の保険料還付金に要する広域連合からの交付金を計上いたしております。

続きまして、議案第39号「平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

本条例につきましては、教育施設の利用対象施設の見直しに伴い、所要の改正をいたすものであります。

改正の内容といたしましては、中学校の屋外テニスコートについて、その利用が可能となったことから、当該施設を利用対象施設に加え、使用料は、町の他の同等施設の使用料と同じ水準といたすものでございます。

施行日につきましては、令和5年10月1日といたします。

以上をもちまして、本日御提案申し上げます議案の予算4件、条例1件につきましてはの提案理由説明を終わらせていただきますが、次の令和4年度一般会計ほか6つの特別会計の歳入歳出決算の内容につきましては、友田副町長から説明をさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

終わりに報告13件でございますが、まず、基金に関する報告が12件でございます。議案の末尾に本町の基金であります財政基金のほか11基金の令和4年度の運営状況、これに伴います収支の状況を、地方自治法の規定に基づきましてそれぞれ報告させていただいております。

最後に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計

の資金不足比率の報告が1件ございます。同法律に基づき、監査委員の意見を付して、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率を報告するものでございます。

なお、説明不足の点につきましては、副町長の決算についての説明が終わりました後、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えさせていただきますので、よろしく御審議をいただきまして、御議決、あるいは御認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） 友田副町長。

○副町長（友田 隆君） それでは、令和4年度の決算報告を申し上げます。

各会計の決算につきまして、令和5年5月末に出納閉鎖を終えて調製後、監査委員に審査をお願いしたものであります。監査委員におかれましては、7月20日から8月16日にかけて、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理などについて、直接担当課に説明を求め、審査をしていただきました。

連日、猛暑の中、細心の注意を払われての審査にお礼を申し上げます。

その後、8月25日に審査の講評を受けましたので、これらの意見を付して、地方自治法第233条第3項の規定に基づく認定を受けるにあたり、その概要を一般会計から順を追って御説明申し上げます。

なお、財産に関する調書は、地方自治法施行令第166条第2項の規定に基づき作成しておりますが、別冊としておりますので、申し添えます。

令和4年度におきましては、9回の補正予算の提案、1回の専決処分の執行など、皆様方に御審議をお願いいたしましたこと、また、適切な御議決を賜りましたこと、改めてお礼を申し上げます。

最初に、認定第1号「令和4年度平生町一般会計歳入歳出決算」について御説明を申し上げます。決算書の9ページの前のページ、実質収支に関する調書と監査委員の審査意見書3ページを御覧ください。

歳入総額は64億4,658万2,381円、歳出総額は61億7,755万1,128円でありまして、歳入歳出差引額が2億6,903万1,253円となっております。

令和5年度への繰越すべき財源につきましては、繰越明許費繰越額が5,289万8,843円でありますので、実質収支額につきましては2億1,613万2,410円となるものでございます。

単年度収支につきましては790万1,228円となり、昨年度に引き続き黒字となっております。

実質単年度収支につきましては、財政基金の積立額は減少しましたが、取崩し額も減少したこ

とにより、昨年度に引き続き黒字となっております。

歳入歳出の前年度対比につきましては、歳入が14.9%の減、歳出が14.7%の減となっております。

歳入におきましては新庁舎整備事業に係る地方債、子育て世帯臨時特別給付金事業などの特定財源である国庫支出金の減少が主な要因であります。

歳出におきましては、新庁舎整備事業や子育て世帯臨時特別給付金事業などの国庫補助事業に要する経費のほか、財政基金への積立金の減少が主な要因であります。

それでは、各予算費目の順に主要な施策等の成果を中心に御説明申し上げます。

歳入からであります。決算書の9ページを御覧いただきたいと思っております。

町税につきましては、令和3年度決算額と比較して、主に納税義務者の減により町民税が減少、専用住宅の新増築により固定資産税が増加し、町税全体では微増となっております。

11ページの地方特例交付金につきましては、減収補填特例交付金の内、自動車税及び軽自動車税の減収補填特例交付金の廃止、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の皆減により、前年度との比較では972万円の減少となっております。

地方交付税の普通交付税は、前年度対比では3,756万7,000円の減少、特別交付税は2,249万1,000円増加し、地方交付税全体では1,507万6,000円、0.7%の減少となっております。

12ページから14ページにかけての使用料及び手数料の町営住宅使用料につきましては、現年度分の徴収率が100%となっております。

14ページから17ページにかけての国庫支出金につきましては、主に子育て世帯臨時特別給付金事業の終了に伴う減額により、前年度との比較では3億54万3,583円の減少となっております。

17ページから21ページにかけての県支出金につきましては、災害復旧費が増加したものの、農林水産業費の農業水路等長寿命化・防災減災事業の減少により、前年度との比較では、1,509万5,992円、3.0%の減少となっております。

22ページの寄附金につきましては、一般寄附金は2,292万9,000円となり、全額がふるさと納税によるものであります。特定寄附金は224万円となり、うち100万円が企業版ふるさと納税によるものであります。企業版を含むふるさと納税における前年度との比較では1,139万7,000円の減少となっております。ふるさと納税につきましては、地域振興の観点からも更なる充実を図り、財源確保の一助となればと考えております。

繰入金につきましては、財政基金繰入金は9,313万4,000円となっております。多種多様な財政需要に対応する一般財源の確保のため、やむを得ず繰り入れたものであります。基金残

高を確保し、将来の財政需要に備えていきたいと考えております。また、公共施設整備基金繰入金は、新庁舎整備及び町営住宅改修の事業費に充当するため、5,006万5,714円を繰り入れたものであります。

22ページから25ページにかけての諸収入につきましては、1億1,623万5,729円となり、主に雑入のプレミアム付き商品券販売収入の増加により、前年度との比較では4,222万9,200円の増加となっております。

25ページから26ページにかけての町債につきましては、3億4,427万9,000円となり、主に新庁舎整備事業費の減少により、前年度との比較では7億9,025万2,000円の減少となっております。

続きまして、歳出であります。

27ページからの総務費では、総額が13億2,965万6,154円となり、前年度と比較して9億9,744万8,664円、42.9%の減少となっております。新庁舎整備事業費の減額が主な要因であります。

27ページから30ページにかけての一般管理費では、「人権週間のつどい」を開催し、人権尊重の普及活動に取り組んだほか、繰越事業として文書管理システムを導入し、11月から運用を開始しました。

30ページから31ページにかけての情報通信費では、高齢者向けスマートフォン講座を開催し、デジタルデバйд対策の取組を進めたほか、繰越事業としてマイナンバーカードを利用した転出・転入手続きのワンストップ化等への対応を可能としました。

31ページから32ページにかけての財産管理費では、個別施設計画の実践に当たり、各施設担当者の点検スキルの向上を図る取組を実施するとともに、繰越事業の旧休日診療所の解体などによる施設総量の適正化に向けた取組を実施するなど、公共施設等総合管理計画に基づく取組の推進を図りました。

32ページから34ページにかけての地域振興費では、関係人口創出、移住・定住・交流支援事業として、オンラインイベントの開催、移住体験住宅の整備等の取組を行いました。また、地方創生人材育成伴走型支援事業を活用した研修等により、持続的かつ継続的に人材育成の推進を図ることができるよう取組を進めました。

34ページから35ページにかけての地域交流センター運営費では、平生まち・むら地域交流センターの改修を行い、地域の活動拠点として施設整備に努めてまいりました。

35ページから36ページにかけての新庁舎整備事業費では、既存庁舎の改修及び太陽光発電システムの設置に取り組んでまいりました。また、新庁舎の供用開始にむけて、システムの移設業務等を実施いたしました。

36ページの特別定額給付金事業費では、物価高騰等に直面する町民の経済的負担の軽減を図るため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町民1人につき5,000円の給付を行いました。

なお、この後におきまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を「新型コロナ臨時交付金」とさせていただきます。

37ページから38ページにかけての賦課徴収費では、軽自動車税納付確認システムやQRコード付き納付書の利用に必要となる共通納税システムの利用に向けた取組を進め、効率的な税務事務の確保に向けたデジタル化の推進を図ってまいりました。

38ページの戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード交付の円滑化に向けた取組として、臨時・延長窓口の開設や行事等を利用した出張支援サービスを行うとともに、交付関連機器と電子公印の導入・運用などによる、窓口の混雑緩和に向けた環境整備を図りました。

38ページから40ページにかけての選挙費では、参議院議員選挙、町長選挙、町議会議員補欠選挙のほか、年度をまたいで山口県議会議員選挙、衆議院議員補欠選挙に係る業務を実施しました。

また、本町選挙において選挙公営への対応を行いました。

41ページからの民生費では、総額17億6,585万539円となり、前年度対比では1億4,092万3,157円、7.4%の減少となっております。子育て世帯臨時特別給付金事業の終了や住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費の減額が主な要因であります。

42ページから43ページにかけての老人福祉総務費では、新型コロナ臨時交付金を活用し、高齢者施設の運営事業者に対して電気料金等の高騰分への助成を実施しました。

43ページの福祉医療対策費では、こども医療費助成制度の所得制限を撤廃し、中学校卒業までの全ての子供の医療費無償化を実現しました。

43ページから44ページにかけての障害者福祉費では、新型コロナ臨時交付金を活用し、障害者施設等の運営事業者に対して電気料金等の高騰分への助成を実施しました。

44ページの高齢者保健対策費では、新型コロナ臨時交付金を活用し、介護保険サービス事業所等に対して燃料費等の負担軽減補助金を交付する取組を行いました。

44ページから45ページにかけての住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費では、前年度に引き続き、住民税非課税世帯等への給付金の支給を行いました。繰越分も含めて対象者が大幅に減少したため、事業費についても大きく減少しております。

45ページの価格高騰緊急支援給付金事業費では、国の制度による低所得者世帯に対する緊急支援策に取り組んでまいりました。

45ページから46ページにかけての児童福祉総務費では、国の制度による低所得の子育て世

帯に対する国の緊急支援策に取り組んだほか、新型コロナ臨時交付金を活用し、商品券の支給や保育所等における副食費の補助などの子育て世帯への支援、及び保育所の運営事業者に対して電気料金等の高騰分への助成を実施しました。

46ページから47ページにかけての児童環境づくり推進事業費では、子ども家庭総合支援拠点を福祉センターに設置し、田布施町と共同で社会福祉法人に委託しての運営を開始いたしました。

児童クラブにおいては、保護者のニーズに対応するため、保育時間の見直しを行い、終了時間を午後6時30分までに延長しました。また、佐賀保育園で開設していました佐賀児童クラブについて、佐賀小学校内を整備して移転し、利用児童の移動時の安全を確保しました。

47ページから49ページにかけての保育所運営費では、町内の法人保育園に対して保育士等処遇改善臨時特例交付金による財政支援を行いました。

50ページからの衛生費では、総額で4億4,140万2,357円となり、前年度対比では1,658万1,455円、3.6%の減少となっております。新型コロナウイルスワクチン接種事業の規模縮小が、減少の主な要因であります。

○議長（中村 武央君） ここで、休憩をします。

再開を10時10分といたします。

午前9時59分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。友田副町長。

○副町長（友田 隆君） 続きまして、50ページでございます。

50ページの保健衛生総務費では、新型コロナ臨時交付金を活用し、医療機関等に対して電気、ガス、燃料費等の高騰分への助成を実施しました。

50ページから51ページにかけての母子衛生費では、妊娠から出産、成長記録や予防接種の管理等ができる電子アプリの配信を開始しました。また、新型コロナ臨時交付金を活用し、安心して出産、育児ができるよう、妊産婦に給付金を支給するカンガルーノひらお妊婦応援給付金事業を実施いたしました。

51ページから52ページにかけての予防費では、新型コロナウイルスワクチンの接種希望者が迅速に接種できる体制を確保するため、集団接種を計19回、個別接種を町内6診療所と町外医療機関等で実施いたしました。

53ページから54ページにかけての環境衛生費では、新型コロナ臨時交付金を活用し、家計の電気料金等の負担軽減を図るとともに、省エネルギーへの取組の推進を目的とした補助事業と

して省エネ家電等買換え促進事業を実施いたしました。

54ページの環境保全費では、昨年度まで林業総務費において実施しておりました有害鳥獣被害防止対策の取組を、引き続き実施しております。

55ページからの農林水産業費では、総額2億9,127万1,574円となり、前年度対比では2,955万8,943円、9.2%の減少となっております。漁港海岸保全施設整備事業費や農業水路等長寿命化・防災減災事業費の減額が主な要因であります。

55ページから56ページにかけての農業振興費では、就農前準備研修事業の実施等により、新規就農者の確保、支援に取り組んでまいりました。また、イタリアーノひらおプロジェクトにより振興してきたオリーブ栽培において、名切オリーブファームにフェンスや灌水施設を設置するなどの環境整備を行いました。

57ページの土地改良事業費では、農業水路等長寿命化・防災減災事業としてため池の切開工事に取組んだほか、県事業ではありますが、農免農道における洪水等災害防止機能の維持を図ってまいりました。また、単独土地改良事業として農道整備工事に取組んでまいりました。

58ページから59ページにかけての林業総務費では、森林環境譲与税を活用した町内民有林の適切な管理を進めていくための取組を行っております。

なお、有害鳥獣被害防止対策については、環境保全費に移管しております。

59ページの林業事業費では、単独林道改良事業といたしまして、林道の整備を行ってまいりました。

水産業振興費では、新規漁業就業者定着促進事業の実施等により、新規漁業者の確保、支援に取り組んでまいりました。また、新型コロナ臨時交付金を活用し、漁業者に対して燃料の価格高騰分の一部を補助する取組を行いました。

59ページから60ページにかけての漁港建設事業費では、漁港海岸保全施設整備事業として浜田地区の胸壁工事等に取り組んでまいりました。

60ページからの商工費では、総額1億3,250万216円となり、前年度対比では3,701万7,479円、38.8%の増加となっております。町内経済循環事業による増額が増加の主な要因です。

60ページの商工総務費では、新型コロナ臨時交付金を活用し、プレミアム付商品券を発行する町内経済循環事業を実施し、地域経済の循環を図る取組を行ってまいりました。

61ページから62ページにかけての観光費では、イタリアーノひらおの更なる認知度向上を図るため、新型コロナ臨時交付金を活用し、テレビCMの定期的な放映や、室津半島を空撮した写真素材を活用してのポスター作製を行うなど、観光客誘致に向けた積極的なPR活動を行ってまいりました。

62ページからの土木費では、総額7億4,414万9,480円となり、前年度対比では7,081万6,973円、10.5%の増加となっております。要緊急建築物耐震化事業に係る補助費や単独河川改修事業、下水道事業への繰出金の増額が増加の主な要因です。

62ページの土木総務費では、要緊急建築物耐震化事業による光輝病院の耐震化に対する補助や、大規模盛土造成地の安全性把握調査など、良質な住宅環境等の整備に向けた取組を行ってまいりました。

62ページから63ページにかけての道路橋梁維持費では、道路メンテナンス事業補助金を活用した橋梁補修工事、社会資本整備総合交付金を活用した町道法面对策設計業務などを行い、道路維持管理に取り組んでまいりました。

63ページの道路橋梁新設改良費では、繰越事業を含みまして9件の道路改良工事を実施し、道路整備に取り組んでまいりました。

63ページから64ページにかけての河川維持改良費では、繰越事業を含みまして7件の改良工事と2件の浚渫工事を実施し、河川整備に取り組んでまいりました。

65ページの下水路費では、繰越事業を含みまして3件の下水路改修工事を実施し、水路整備に取り組んでまいりました。

65ページから66ページにかけての住宅管理費では、磯崎団地外装改修工事等による施設の維持管理のほか、中村団地集会所や町営住宅の解体工事などによる施設管理を進めてまいりました。

66ページからの消防費は、総額で2億7,687万9,578円となり、前年度対比では532万9,384円、2.0%の増加となっております。非常備消防費における、防災アクションカード等支援業務による増額が増加の主な要因であります。

67ページからの教育費では、総額3億7,927万9,428円となり、前年度対比では4,760万6,247円、11.2%の減少となっております。学校空調設備設置事業及びタブレット端末整備事業等の完了による減額が減少の主な要因であります。

67ページから68ページにかけての事務局費では、ICT支援員によるサポートにより、ICTを活用した学習環境の整備を行ってまいりました。

68ページから70ページにかけての小学校費の学校管理費では、平生小学校屋内運動場の照明改修や佐賀小学校普通教室の照明改修など、施設環境整備に取り組んでまいりました。また、新型コロナ臨時交付金を活用し、屋内運動場におけるWi-Fi環境の整備を行い、学習環境の向上を図りました。

70ページから71ページにかけての給食費では、新型コロナ臨時交付金を活用した学校給食費無償化事業、学校給食費負担軽減事業を実施し、保護者の負担軽減を図る取組を行ってまいり

ました。

71ページから72ページにかけての中学校費の学校管理費では、プール改修工事やトイレ改修など、施設環境整備に取り組んでまいりました。また、小学校と同様に、屋内運動場におけるWi-Fi環境の整備を行いました。

73ページの給食費では、小学校費と同様の給食費負担軽減事業を行っております。

79ページから80ページにかけての災害復旧費は、総額1億4,050万1,200円となり、前年度対比では3,814万5,463円、37.3%の増加となっております。林業用施設補助災害復旧事業費の増額が増加の主な要因であります。

80ページの公債費は、5億71万461円となり、前年度対比では332万3,819円、0.7%の増額となっております。

80ページから81ページにかけての諸支出金は、1億1,049万6,096円となり、前年度対比1,772万5,500円、19.1%の増加となっております。水道料金低減対策事業の増額が増加の主な要因であります。

以上が、一般会計における決算概要であります。各種財政数値につきましては、経常収支比率が普通交付税額の増加が主な要因で89.8%となり、7.7%増加しております。

また、実質公債費比率につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律により算定した数値において12.7%となり、標準財政規模の減少が主な要因で、0.2%増加しております。将来負担比率につきましては118.1%となり、3.5%改善しております。地方債残高の減少が比率改善の主な要因であります。各種指標において早期健全化基準はクリアしていますが、他団体と比較しますと依然として高い数値であるため、今後も財政運営に注意を払い、比率の改善を最重点課題として取り組むこととしております。

財政基金の残高は令和3年度末と比較いたしますと6,671万2,411円増額し、令和4年度末残高は7億165万7,437円となっております。増額の主な要因としましては、普通交付税の追加交付によるものが大きいと分析しております。

公共施設の老朽化対策への備えとして、公共施設整備基金への積立ても、計画的に進めております。

社会保障関係経費や老朽化した公共施設の維持補修費の増加、人口減少に伴う納税義務者の減少などにより、一般財源の確保が難しくなることから、地方財政を取り巻く環境は予断を許さない状況にあり、今後も引き続き行財政改革を推し進め、財政健全化に取り組むことが必要不可欠であると認識しております。

以上で一般会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計について御説明申し上げます。

認定第2号「令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算」について、御説明申し上げます。歳入総額は16億6,947万5,685円、歳出総額は16億6,416万2,371円、歳入歳出差引額は531万3,314円でありまして、これにつきましては、令和5年度へ繰り越すものであります。

令和4年度末における国民健康保険加入被保険者数は、前年度末と比較して158人減少して2,389人となっております。

それでは、歳入から御説明を申し上げます。

5ページの国民健康保険税につきましては、令和4年度の保険税収入額は前年度と比較いたしますと、現年課税分と滞納繰越分をあわせて2,222万6,500円増加して、1億9,173万7,300円となっております。

保険給付費にかかる費用につきましては、県から12億5,443万7,143円が交付されております。

次に歳出であります。9ページからの保険給付費の一般被保険者療養給付費は1,721万3,487円増加し、10億3,277万7,475円となり、前年度対比では1.7%増加しております。

保険給付費全体では、1,608万2,276円増加し、12億564万5,189円となっております。

県が示す標準保険料率を念頭に適切な税率設定に取り組むとともに、事業基金から6,200万円の繰入れを行い、事業の運営を行いました。また、AIを用いた特定健診の受診勧奨や歯科健診の実施などにより、引き続き医療費の抑制に努めてまいります。

次に認定第3号「令和4年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

歳入総額は8億1,250万8,401円、歳出総額は7億7,996万3,486円、歳入歳出差引額は3,254万4,915円となり、地方公営企業法の規定による下水道事業会計に「現金預金」として引き継がれます。

令和5年4月1日から公営企業会計へ移行したことに伴い、令和5年3月末日をもって打ち切り決算を行ったことによるもので、決算時点での未収金、未払金は特例的収入及び特例的支出として扱うこととなります。

なお、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源360万円がありますので、実質収支額は2,894万4,915円となります。

令和4年度の管渠整備につきましては、宇佐木地区では上殿、大野地区では弁上・長谷後において実施し、整備面積は全体では284.5ヘクタール、普及率は62%、水洗化率は94.8%となっております。

3ページからの歳入の主な内訳としまして、下水道使用料は1億2,395万4,532円となり、前年度から581万4,974円の減少となっており、水洗化人口の減少や節水機器の普及による有収水量の減少のほか、未収金が収入未済額に含まれていることが減少の要因になります。

一般会計繰入金は、11.5%増加して、3億4,106万4,869円となっております。

5ページからの歳出ですが、下水道管理費につきましては、職員数の増員に伴う人件費の増加や流域下水道事業維持管理負担金が増加しております。

6ページの下水道整備費では、公共下水道管渠布設工事や公共ます設置工事などの繰越し分を含め13件の事業を実施しております。

公債費は4億円を超え、歳出割合の50%以上を占めておりますので、引き続き公債費の適正な管理に努めてまいります。

次に、認定第4号「令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

歳入総額は9,208万1,984円、歳出総額は8,133万9,575円、歳入歳出差引額は1,074万2,409円となっております。

本会計につきましても下水道事業と同様に、令和5年4月1日から公営企業会計へ移行しております。

なお、歳入歳出差引額から翌年度へ繰越すべき財源20万円がありますので、実質収支額は1,054万2,409円となります。

管渠整備につきましては平成19年度に完了しており、水洗化率は77.5%となっております。処理区域内人口が減少しており、流入量も減少することが予想され、処理施設の維持管理費の確保が大きな課題となります。引き続き水洗化の促進に取り組み、使用料収入の確保に努めてまいりたいと考えております。

3ページの使用料につきましては、1,555万948円となり、前年度から24万1,303円の減少となっております。

一般会計繰入金は、6,217万4,901円となり、前年度比167万2,167円、2.6%の減少となっております。消費税確定申告による還付が主な要因です。

5ページからの歳出につきまして、引き続き公債費の適正な管理に努めてまいります。

続きまして、認定第5号「令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

歳入・歳出総額ともに2,334万7,250円となっております。実質収支額もゼロとなるものであります。

介護認定審査会の総開催回数は61回、審査・判定件数は1,807件で前年度と比較して

8件増加しております。

3ページの歳入につきましては、審査会の構成町であります田布施町と上関町からの負担金と、平生町からの運営費としての繰入金により審査会事業を運営しております。

4ページの歳出につきましては、認定審査会運営業務に要する経費を支出しております。運営業務につきましては、前年度と内容に変更点はありません。

続きまして、認定第6号「令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算」についてであります。

歳入総額は13億8,293万1,225円、歳出総額が13億660万3,722円となりまして、歳入歳出差引額7,632万7,503円を令和5年度へ繰り越すものであります。

令和4年度末の第1号被保険者数は4,465人で前年度と比較して26人減少しております。

5ページからの歳入につきましては、介護給付費に要する財源として保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金などで構成しております。

歳出の10ページから11ページにかけての保険給付費につきましては、給付費総額が11億8,386万2,871円となりまして、前年度と比較して6,030万8,091円、4.8%の減額となっております。

なお、新たな取組として、日常生活支援や介護予防サービスを地域の支え合い・助け合いで行うための新たなサービス平生町いきがい・助け合い応援事業を開始しました。

次に、認定第7号「令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算」についてであります。

歳入・歳出総額ともに2億5,796万8,644円となりまして、実質収支額もゼロとなるものであります。

3ページからの歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料で、総額は1億8,253万5,595円となり、歳入決算総額全体の70.8%を占めており、収納率は現年度分で99.9%であります。

5ページからの歳出の主なものは、山口県後期高齢者医療広域連合への納付金でありまして、総額が2億4,475万4,399円となっており、歳出決算額全体の94.9%を占めております。

以上で、一般会計と6つの特別会計の歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきますが、別冊の財産に関する調書、令和4年度決算附属資料及び決算審査意見書を参考に、審議を賜りますよう、お願い申し上げます、決算報告を終わります。

○議長（中村 武央君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第3 1. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中村 武央君） 日程第3 1、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。
まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。細田留美子議員。

○議員（1 2番 細田留美子さん） それでは、通告いたしました来年度の予算編成について質問いたします。

来年度の予算は、第五次平生町総合計画・第2期総合戦略の4年目に当たります。将来像である「自然豊かな活気あふれる 幸せのまち 平生」を実現するための計画書でもあります。

今回のこの質問は、先月、全国市町村文化研修所で「自治体予算を考える」と題した講演を受講したためです。武庫川女子大学の金崎教授から2日間にわたった分かりやすい講義でした。北は北海道から南は沖縄まで、100人余りの議員が参加いたしました。グループワークでは、それぞれの自治体の実情や課題への取組などの意見交換があり、有意義な2日間となりました。

さて、この9月議会では決算審議を行います。この決算の状況分析から次年度の予算が導き出されることから、少し早めになりますが今回の質問をいたします。大局的見地からの質問したいと思います。

町長は選挙のときに実現したい政策を幾つか挙げられていました。しかし1期目は、現状の把握と新庁舎の建設やコロナへの対応で、思うような取組ができなかったのではと考えます。それでもいろんな変化はありました。

さて、2期目に入り、町長としてどんな政策を考えて実現されようとしているのでしょうか。

これまでは新型コロナ臨時交付金などがあり、財政的には少し余裕がありましたが、来年度は平時の予算組みとなります。国と一緒にですね。自由に使える予算は限られていますが、ぜひ浅本カラーを見せていただきたいと思います。来年度の予算編成において、町長の目指す平生像をどのように具現化していくのか質問いたします。

次に、財政健全化の取組についてお尋ねします。

今回の研修では、各議員とも他の自治体の歳入確保策を知りたいと考えていました。グループワークでは、財源確保に向けて企業の誘致やふるさと納税への取組、目的税の創設、手数料・使用料の見直しなど、おのおのの町での取組を話し合いました。歳出については、どこもいかに出るお金を圧縮しながら新しい事業を行うか、知恵を絞っていました。我が町の財政の健全化への取組状況についてお尋ねいたします。

以上、来年度の予算編成について、大きく2つのことについて質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

私の1期目の任期は平成30年12月11日に始まりましたが、議員が言われたとおり、令和2年に新型コロナウイルス感染症が世界的な大流行に発展し、感染対策並びにワクチン接種等の感染予防に取り組んでまいりました。議員の皆様にも数多くの臨時会開催に御理解いただき、一定の成果があったものと考えております。

また、新庁舎整備につきましても注力し、事業の進行と並行して財源確保に奔走し、本体工事の財源となる地方債に交付税措置が有利とされる緊急防災・減災事業債を適用するなど、将来負担の軽減に向けた取組を進めてまいりました。これらをはじめとした1期目の成果につきましては一定の評価を頂きまして、2期目をお任せいただいたと思っております。

令和4年12月11日から始まりました2期目におきまして、令和5年度の予算編成を行ったところではありますが、まだまだ新庁舎の外構工事とこのコロナ対策に関連する課題が山積している状況であり、令和6年度において、ようやく平時に近い予算編成になるのではないかと考えているところでございます。

令和6年度の予算編成につきましては、現在編成方針の作成に取りかかろうとしているところでございます。具体的な取組はまだ先になりますが、本年度の重点施策事業であります少子化対策と、関係交流人口の増加に向けた地域ブランド戦略に引き続き注力をしたいと考えているところであります。

また、昨年の選挙の際に、町民の皆様にお約束させていただきました、守る、育てる、つくる、つなぐの各事業を実施し、町民の皆様幸せを感じていただけるように努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、予算編成に当たっては持続可能な行財政基盤を維持するために、財政健全化の取組を同時に行っていかなければなりません。私の思いを具現化していくためには、単年度はもとより、中長期的な観点に基づいた計画的な編成が必須であると考えております。財源の確保や有利な起債を活用しながら進めてまいりますので、御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、財政健全化についての取組についての御質問がございました。

財政健全化につきましては、行政改革推進計画において基本目標、健全財政の基盤づくりの下、ふるさと納税の推進や徴収対策強化の推進など、11の実施項目を掲げて取り組んでいるところです。自主財源確保の取組については極めて重要な取組であると捉えておりますが、なかなか難しい問題で、思うように進んでいかないのが実際のところでございます。

企業融資につきましても、県と一体となって活動を行っているところでありますが、積極的な活動が行われておりません。融資の対象企業をよく検討し、本町の特性を生かした活動を行って

いく必要があると考えております。

なお、歳出の圧縮につきましては、予算編成時において経常経費の要求に上限を設けるなどの取組を続けております。

今後におきましては、行政評価におけるPDCAサイクルを効果的に回すことにより、ムリ・ムダ・ムラをなくし、業務の効率化に努めるとともに、新規事業を始める際のスクラップ・アンド・ビルドの徹底や、DXによる事務の効率化などの取組により、支出の抑制につなげていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） お答えありがとうございました。中長期に考えられる町長の描く平生像をかなえるために、中長期に考えられ、職員にしっかり方向性を示して、町長として目標を明確に定められて、一つ一つを着実に達成していただきたいと思います。

先ほど、新庁舎が大変有利な交付税を探されて、きちんといいものが建ったというお話がございました。この役場を建てるときに、新庁舎にみんなが集えるように、みんなが集まれるような楽しい新庁舎にしたいという意見を町長お持ちでした。私は新しい発想だなと思って感心いたしました。

この発想は一步進められるおつもりはないですか。例えば、役場の中に役場内サロン、役場中サロンとかそういったものを造って、住民の意見もそこで集約できるような形にするというのも一つの方法だと思います。

住民の協力が一番大事です。住んでよかったと思えるまちづくりに財政的には大変、先ほどもおっしゃったように、財政的にはとても難しい時期に来ております。そういった中で、住民にしっかりと平生町の財政に理解を示していただきながら、そしていろんなことに協力してもらう住民との協働、これがこれからもとても大切になってくると考えております。随分前から、住民との協働を進めるということが一つの町のポジションでございました。そういったところはどういうふうにお考えでしょうか。

今、企業誘致とかそういったものも県と一緒に取り組んでいるけれど、いろいろ難しい、本当に難しいと思います。

先日の講義の中でも、皆さん、議員の皆さん全員頭を悩ませていました。その中で幾つかグループワークで話が出たんですけど、一つの自治体でゴミ袋の代金を450円という、とてもちょっと高額なものにしたと。そしたらごみの減量化に成功したという報告がございました。

また、ふるさと納税については、これで赤字を被っているところもあるというお話も聞きました。それで今回は、国のほうが5割以内にいろんな経費を納めなさいというようなことを総務省

が言っているようです。こういった取組も一考を要するのではないかと思います、ふるさと納税についてね。企業版はこれから狙い目かなと思いますけれど、ふるさと納税は町内の企業にとっての経済的効果はありますが、町としての財政にどれくらいの効果があるのかちょっと調べていただきたいと思っております。

以上、庁舎の活用、町長はお考えでないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

まず、庁舎の活用ですけれども、私これできたときに一番初めに、どこかの社から、どのような庁舎にしたいですかという話があったときに、町民のみんなが楽しく来られるような、みんな集まってくれるような庁舎を造りたい、庁舎にしていきたいというふうにお答えをしたことを覚えております。町民のみんなが、ちょっと役場に遊びに行こうかというぐらいの庁舎にしたいなという意味で申し上げました。

あまり、庁舎自体が結構お金がかかるので、なるべくコンパクトに造ろうという意識があったもので、ちょっと余分なものというのは結局造っていませんが、今交流室というのが一つあります。庁舎に入ったすぐのところ、あそこをぜひ活用していただきたいと。皆さん集まってお話しされるのもいいし、どういう使い方もできるようにしておりますので、その交流室で皆さん方一緒にいろんなことができると思いますので、ぜひ活用していただきたいなというふうに思っております。

それから、ふるさと納税ですけれども、もちろん納税額、結構一時期よりは大分下がってきておりますが、やっぱり地元のものという制限がありますし、全国的に見れば、そういう有名なブランドのものを作っているところは大変納税額が増えているというのは聞いておりますけれども。平生町について、大きなブランド品というものがなかなかないのも実情でありまして、細かいものはたくさんありますんですが。ただそうはいっても、ふるさと納税はぜひとも納税していただくように努力していかなくちゃいけないということで、今地域おこし協力隊の方がいろんな企業さんとこ回って、ふるさと納税の品にならないかなということで、今どんどんどんところにも行って掘り出しをやっておりますので、そういうことが実になって、返礼品にぜひとも加わっていくことを、ぜひとも町としても、また新しい返礼品の増加を目指して、地域おこし協力隊と一緒に頑張っていききたいなというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） ここで、休憩に入ります。再開を11時10分といたします。

午前10時58分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 明るい、皆が集まれるような楽しい場所に役場なるようにしたらよいか、しっかり考えてください。ふるさと納税は、魅力的な返礼品が見つかることを願っております。

これからの役場の役割について、最後にお伺いいたします。

人工知能の進化や社会情勢の大きな変化の中、役場の仕事、役割はどのような変化が起きるとお考えですか。これからは、住民が足を運ばなくても、スマホやパソコンで各種申請ができるようになります。そのためにデジタル推進課もつくられていますけれど、新しい役場像をどのようにお考えなのか、最後にお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） これからの話ですけども、やはりDXがこれから大変進んでいくはずですし、こういうものって日進月歩で新しいものができている状況であります。したがって、DXを使ってどれだけの、例えば、役場に来ていただかなくても、そういう申請書は自宅できるといようなことも目指して、今、DXの計画をつくっておりますので、これから先そういうものを使いながら、少しでもDXによって不便さをなくす、便利になるということと、あと、町職員も自体の仕事も、これもDXをしていけば、無駄な仕事などがもう少し簡単にできるとか、一日中かけて集計していたものが一遍に集計できるとか、そういうようなことも含めまして、庁内も含め、また、町民の皆様に対してもそういうような、何ていうんですか、不便さをかけない、便利になるようなことを考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） ありがとうございます。きっちり陣頭指揮をしてくださいませ。

では、次の質問に移ります。

町内行事への取組方針についてです。

先月は、4年ぶりの盆踊りが各地で開催されました。私は、大野、曾根、宇佐木、そして、まち・むら地区の4か所に参加いたしました。町長さんや三役さん、職員の皆様もいらっしゃったように思います。4か所とも大変盛況で、地域の人や帰省中の人の笑顔が印象的でした。こうした行事によって人々はつながっています。以前は、冠婚葬祭で地域の人が日常的に集まり、連帯感が育まれてきました。しかし、近年、家族間だけで済まされることが主流となり、祭りだけが何とか残っているのが現状です。人間関係の希薄化で、お互い様の地域での助け合いが減ってき

ています。

そこで、まず、町全体で開催している秋の総合文化行事や産業まつりについてお尋ねいたします。現在は、実行委員会方式で総合文化展では教育委員会が、産業まつりでは産業課が事務局を務めています。これらの在り方は、この後も踏襲されるのでしょうか。これからの方針をお尋ねいたします。

次に、各地域で行われている行事についての質問をいたします。各地域住民が主体で担っているとはいえ、人材不足や価値観の変化で存続が危ぶまれています。センター職員はもとより、地域の行政職員や退職職員が手伝ってくれて、頭の下がる思いです。これからの町としての協力体制はどのように考えられているのかお尋ねいたします。

最後に、地域おこし協力隊についてです。先ほどもちょっと町長のほうから話がありましたけれど、魅力的な物産品を探しているということで、彼らは今回の各種行事にも積極的に参加しています。地域の物品の販売などを行っていました。町民も隊員の活動に期待しているところです。任期が過ぎても、起業してもらい、平生町で仕事があるよう環境整備が考えられているのか質問いたします。

以上、町内行事への取組方針に関わる3つの質問にお答えください。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

先ほどの中で、文化展については、教育長のほうからお答えをさせていただきます。

まず、町全体で取り組んでいる行事といたしましては、まず、ひらお産業まつりについてお答えいたします。

産業まつりは、平成24年度から開催され、産業間の連携と産業の活性化を図ることを目的に実施しているもので、各産業の代表者で構成する実行委員会形式で計画、運営を行っております。町は事務局として携わっており、実行委員をはじめとする出展者の皆様には、自分のブースのみならず、会場全体の設営や撤去、ごみ拾いなど、役割分担を行いながら祭りが運営されております。

産業まつりは今年度で12回を迎えますが、この12年間において、新型コロナウイルス感染症の影響による出展者数の減少や、働き方そのものの考え方の変化により、実行委員間の参加人員の調整にも配慮が必要となるなど、イベント開催を取り巻く環境も変化してきていると感じているところでございます。

また、産業まつりは、町内産業の情報発信が基本となることから、将来的に町内事業者が減少していけば、今後の開催方法等についても検討が必要になってくることが予測されます。このような課題は、既に実行委員会でも話し合われておりまして、今後どのようににぎわいをつくり出

していくか、また、出展者に過度な負担をかけることなくまつりを継続していくかなど、協議を進めていくこととしておられます。

産業まつりは、平生町の元気を外部へ発信していく場として、重要な役割を担っていると認識しております。今後におきましても産業まつりが、出展者も来場者もみんなが楽しむことのできる祭りとして続けていくことができるよう、町としても最大限の支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

それから、各地域主催での行事でございますが、少子高齢化の推進の中で担い手不足や、令和2年度より続いたコロナ禍の影響によりまして、地域の祭りや文化等の衰退について心配される状況でございます。地域行事の拠点となる各地域交流センターでは、コロナ禍では感染症予防対策のため、一部の行事については中止されたものの、各コミュニティ協議会と交流センターとが連携をして感染拡大防止に取り組みながら各種行事を行い、地域における交流の維持に努めてまいりました。

昨年度につきましては、コロナ感染症の状況を踏まえ、交流センターでの利用制限の緩和を行ったことにより、各交流センターの利用者数も増加をし、これまで中止してきた行事についても再開をいたしております。今年度においては、利用制限を撤廃したことにより、コロナ禍前の利用状況となり、これまで中止等されてきた各種の行事も開催がされております。高齢化の進展や後継者不足等により開催が難しい行事等もありますが、コミュニティ協議会等が中心となって開催に向けた検討も進められてきております。

町では、コミュニティ協議会連絡会議を開催し、その会議の中で各コミュニティ協議会の活動報告や情報交換などを行い、情報共有を図りながら、各地域の交流活動の活性化に向けた取組等を行って進めております。また、各コミュニティ協議会や地域団体に対して、平生町地域元気づくり交付金や各種助成金等の活用をいただきながら、今後も地域のコミュニティ行事や伝統行事への支援を行ってまいりたいと考えておるところでございます。いずれにいたしましても、町民ニーズや地域の課題が多様化・複雑化する中、行政が全ての課題に対応することは困難でありますので、地域での対話を重視した地域コミュニティの醸成を図りながら、自主・共助・公助の役割分担の下、共に考え共に実践する協働のまちづくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、地域おこし協力隊が町内にずっといていただきたいということですが、地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動させ、地域ブランドや地場産業の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組でございます。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年以上3年以下となっております。

地域おこし協力隊員は、それぞれの人生において大きな決断をして本町に移住をし、慣れない生活の中、地域協力活動に従事をいたしております。本町は、このような隊員を業務面のサポートのみならず、生活面を含めてサポートする必要があると考えております。

また、隊員を地域とつなぎ、町・地域・隊員の三者で思いを共有することにより、隊員の円滑かつ有意義な地域協力活動につなげていくことが重要だと考えております。

本町では、現在5人の地域おこし協力隊員が活動をいたしております。2名は、町の会計年度任用職員として直接雇用し、3名は、委託業務として民間企業の雇用している社員を町へ派遣するという間接雇用の形態で委嘱を行っております。それぞれの隊員につきましては、昨年6月から本年5月までの間に順次任用をいたしております。国の制度設計の募集受入れから活動期間中、そして任期満了後に至るまで特別交付税措置がされておまして、その範囲内において、本町としても最大限の経済的な支援を行うこととしております。

どの隊員につきましても任期はまだ残っておりますが、今後、退任時に引き続き本町に住み続けてもらうためには、仕事、居住の確保が必要だと考えておりますので、起業や事業継承などにより生業を確保する支援、また、住環境を整える支援を考えております。協力隊員が着任時からの活動の範囲を広げていくためにも、積極的な地域活動への参画を促しており、また、任期満了後も見据えて、地域の人とのつながりを積極的に持てるようにしております。町といたしましては、今後においても支援は継続して行っておりますが、町民の皆様や地域の方々にも広く受入れに向けた御支援、御協力と御理解をお願いいただけたらというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 町全体で行っている行事、秋の文化行事にかかるこれらの在り方、そして、これからの方針についての御質問にお答えをさせていただきます。

秋の文化行事については、これまで11月の初旬に、総合文化展、生涯学習表彰式、ふれあいコンサート、町民音楽祭、バザーを開催しています。令和2年度と3年度の2年間は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、一堂に会しての開催は見送りました。町内文化団体の活動等の広報掲載など限られたものになりましたが、昨年度は、本行事を運営します文化協会や音楽協会をはじめ、生涯学習推進協議会の構成団体の方々と協議を重ねて、新型コロナウイルスの感染対策を講じながら、開催方法等の見直しを行い、3年ぶりに一堂に会しての開催とすることができました。

開催に当たっては、準備等の時間短縮のための実施会場の変更に加えまして、一部行事に入場制限をかけ、また、秋の文化行事とは別日に開催をしておりました青少年健全育成推進大会につ

いても見直しを図りまして、生涯学習表彰式と同日開催とすることで、多くの人が一堂に会する機会となるよう、集約をして実施をいたしました。この合同での開催につきましては、課題はございましたが、それぞれの行事の相乗効果から、多くの方に御参加をいただくことができたと考えています。

関係団体等が集まり協議をして、これまでの形態と変更をして行いました昨年度の取組は、新型コロナウイルス感染症対策が主な理由ではございましたが、行事の在り方を考えるよい機会になったと捉えています。

日頃の生涯学習や芸術文化活動を作品出品、ステージ発表という形で披露をする人、それを鑑賞する人、そして、バザーに参加する人やイベントを訪れる人などが様々な形で交流することにより、町の芸術文化の振興や生涯学習の推進につながる大切な行事、このように位置づけていますこの秋の文化行事でございますけれども、その在り方につきましては、この位置づけを再確認しながら進めていく必要があると、このように考えています。

そのため、今年度からは、新たに秋の文化行事実行委員会を立ち上げますとともに、令和3年度から取組を始め充実をしてきています中高生ボランティア活動とも連携を図りまして、秋の文化行事に若い力も集めながら、これまで以上の関わりやつながりの広がりを通しまして、町の芸術文化の振興、生涯学習が推進できますように、また、秋の文化行事が豊かな人間性を育み、平生をこよなく愛し、行動できる子供の育成、これにつながってまいりますようにというふうに考えているところでございます。

町教委といたしましては、今後も行事の開催に当たりましては、多くの方に参加いただけるよう、関係団体等と職員が連携を図りながら協力し合って進めていきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 細田留美子議員。

○議員（12番 細田留美子さん） 町全体で取り組むこういった行事、今、教育委員会だったり、産業課だったり、一つの課がバックアップしているような状態ですけど、以前は秋の陣とか夏の陣とか、結構派手にといいますか、大がかりにやっていた時代もあります。町全体で取り組むようなそういった取組はできないか。住民の元気、そして、行政側の元気を発信できるような行事が生まれたらなど考えております。それで今回質問をさせていただきました。また、中学生・小学生のボランティア、子供たちのボランティア活動を、今、一生懸命進めていらっしゃると思います。各地で子供たちが動いています。こういった子供たちが動くことで、大人たちもついていきますので、より一層魅力的な行事が開発できたらと思っております。

秋の文化行事でも私もずっと携わっておりますけれど、みんな高齢化したり、会員が減少したりして、畳一つ上げるのでも大変なんよという話を聞いております。今回は畳はどうなっていた

のかちょっとよく分からないんですけど、そういった力仕事もできなくなり、会員が少なくなり、でも、その中で文化行事をどうしていくか、個人で発表できる場所にしたらどうかとかいう話も、ちょっと参考資料を見たら入っていましたけれど、祭りでみんなの元気を取り戻す、そして、いろんな人間関係をつくっていくというのも一つの方法だと思います。

何か災害があったときに、自助・公助・共助とあるのですが、共助が大きな力を発揮しているというのが、今までの災害の、全国ある災害で言われております。ぜひそういった共助を發揮できるようにまちづくりをするためにも、そういった行事を開催することで、みんなと一緒に盛り上がるような元気のある町にしていきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

.....

○議長（中村 武央君） 岩本ひろ子議員。

○議員（9番 岩本ひろ子さん） それでは、通告によりまして質問させていただきます。

太陽光発電における環境問題について、2点お伺いいたします。

まず、太陽光発電設置場所の環境管理体制についてですが、昨年の3月議会でも質問をさせていただきました。再度の質問になりますが、1年半経過して、太陽光発電の設置箇所は増え続けております。前回の答弁では、全国から発電事業者が入ってきて、防災環境上の懸念等はあるが、町としては、県に対して安全な導入に関する条例の制定をお願いするということでしたが、その後はどのようになっているのでしょうか。

今現在、太陽光発電、メガソーラーは何か所になっているのでしょうか。太陽光パネルは正常に運転されていけば問題はないようですが、耐用年数は17年、パネルの寿命はメンテナンスをすれば30年近く持つようです。その後の廃棄についてですが、使えなくなったパネルや、また、災害で壊れたパネルをそのまま放置されたりすると、有害物質である鉛やヒ素などが出てくる可能性があるようですので、20年、30年を見据えて継続的に、また、使えなくなったパネルについて、処分されるまでチェック管理をしていかなければならないと思いますが、町長はこの取扱いをどのように対応されるのかお伺いいたします。

2点目に、これからの太陽光発電設置についてですが、平生町にこのまま太陽光パネルが増え続け、見渡す限り太陽光パネルとなっていくのではないかと不安に思いますが、町長はこの現状をどのように受け止めて考えておられるのでしょうか。できるだけ自然を壊さずに太陽光発電設置後の環境管理をし、自然環境を守っていただきたいと思います。これらの対策として取組はどのように考えておられるのか、併せてお伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

議員御質問の、県に対しての太陽光発電施設の規制のための条例制定の要望の結果についてですが、令和4年9月議会時の赤松議員の質問への回答でも触れたとおり、県としては、国が電気事業法に基づき規制し、FIT制度により事業認定や指導監督をされていることから、規制するルールについても国で検討されるべきであり、県においては支障が出ていないことから、条例制定の考えはないとの回答でありました。しかしながら、相当数の太陽光発電が県内にも多く設置されておりますので、今後いろいろな問題が発生することも予想されます。

国の推し進める再生可能エネルギーの柱と言える太陽光発電設備について、設置数を抑制する規制をかけていくのは、事業者等が納得するだけの理由が必要であり、難しい問題と考えておりますが、引き続き近隣市町や県とも情報交換を行いながら、状況を見ていきたいと思っております。

続いて、太陽光発電設備の数に関する御質問であります。本町においては、出力1,000キロワット以上の、いわゆるメガソーラーと呼ばれる太陽光発電設備は6か所であり、ここ数年増加はない状況であります。そして、町内の太陽光発電施設の数としては、経済産業省が公表しております7月末時点の運転施設数は、メガソーラーを含め461か所とあり、令和4年度中の運転開始は27件と、依然として増加しております。太陽光施設の土壌調査につきましては、法的な根拠もなく、調査権限もない状況でありますので、事業者による土壌検査実施の義務づけや、町等による検査の実施は現時点では行っていない状況ではあります。今後、仮に有害物質等により環境上の問題が発生した際には、町として適切に対応をしていくよう考えております。

それから、町内の太陽光発電施設の増加についてどのように考えているかといった御質問であります。以前も回答をさせていただいたとおり、本町の見慣れた風景が太陽光発電施設に変わっていくことは、私としても決して喜ばしいこととは思っておりません。そういった意味においては、景観や都市計画、自然環境、生活環境、災害の防止など、多角的な視点での判断が必要となっていると感じております。

しかしながら、一方では、現在の法律上、設置の規制がなく、さらには、地球温暖化対策としての再生可能エネルギー政策として国が強力に推し進めている太陽光発電施設に対し、禁止区域や抑制区域を設けていくことについては、事業者や土地所有者等の関係者に対して合理的な説明を行っていくことが必要となります。

議員が提案された設置後の太陽光発電施設の管理につきましては、耐用年数後の廃棄に係る経費については、FIT等の認定設備は廃棄等費用の確保を担保する積立制度により適正に行われるものと期待をしております。そして、耐用年数までの運用期間においても、太陽光発電施設が所有者責任において適切に管理していかれるよう、町としてできる対応についてはしっかりと行っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 岩本ひろ子議員。

○議員（9番 岩本ひろ子さん） ありがとうございます。しっかり対応を積み立てていかれるようでございますが、持続可能な社会をつくるためには、あらゆる事業、計画の中で環境保全に取り組むことが不可欠です。太陽光発電施設は、再生可能エネルギー発電により地域温暖化対策に資するものですが、立地場所や設置・運用の仕方によって、地域の方々の生活環境や、地域で保全しようとしている景観等に影響を及ぼすおそれがあります。安心、安全なまちづくりでなくてはなりません。当町では、イタリアーノひらお、オリーブのまちとイメージづくりをしているところですが、平生町に来たら太陽光パネルばかりだったと言われないようにしていただきたいし、イタリアーノひらお、オリーブのまちづくりに逆行しているように今では私は思いますが、町長はこのような、どのように思われているのかお伺いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども答弁しましたが、国の施策として太陽光の設置を推進しているわけでありまして、平生町は造らないで、よそで造ってくれと言えるのかどうか、それも含めまして、なるべく抑制は図っていかないといけないと思いますけど、土地所有者もそういう思いもあったりして、これは私対私の人の契約でございますので、私たちどもがどういう配慮をしいていいのかというのもできない状態でありまして、やはり県のほうで一律にそういう規制をかけていただくというのが、これはいいんじゃないかなというふうに私は思っていますし、県にも要望は何回もしております。

また、県の要望等がある場合は、ぜひともこの規制について、県としてどこも困っていると思いますので、そういうこと含めてちゃんと説明して、県としての条例をつくっていただくよう働きかけをしていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 岩本ひろ子議員。

○議員（9番 岩本ひろ子さん） やはり遊休地って、土地を持っておられる方は管理に、もう老朽化して管理することが難しい。何とかということになりますと、太陽光の会社とかが入ってきますと、売られるということが往々にして多いと思いますので、そういうところは早めに、例えばオリーブの木を植えていただくとか、町中がオリーブの木でいっぱいになるぐらいに、みんなで協力して、太陽光に造られないように早めに手を打っていただきたいと思います。

環境省においても、令和2年3月に太陽光発電の環境配慮ガイドラインができております。小規模な事業であっても、環境に配慮し、地域との共存を図ることは重要であります。適切に環境配慮が講じられ、環境と調和した形での事業の実施が確保されることを目的として作成されてい

るものです。平生町においても、ガイドラインに沿って平生町にあったまちづくりに取り組んでいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。太陽光発電、こういうものができております。（太陽光発電の環境配慮ガイドラインを示す）環境省が作っておりますので、こういうものを参考にして取り組んでいただきたいと思いますので、要望で質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） それでは、阿多田オリーブパークについて御質問させていただきます。

「阿多田オリーブパーク、イベントを開催して町民に笑顔をあげませんか」という題で私は考えました。

約3年前、阿多田オリーブパークに町民の皆さんがオリーブの木を植樹して、オリーブの成長に皆さん大変関心を持っておられます。当時、家族で参加し、両親や祖父母が子供たちの手を取り、植えたオリーブには、思いが深いのではないのでしょうか。家族の中で、阿多田オリーブパークに行ってオリーブの木を見たい、成長しているオリーブの木が話題になっている家庭もございます。当時、職員から土の掘り方、深さを教えていただき、それぞれの家族の思いを込めて植えたオリーブには、参加された方の思いが詰まったオリーブです。これをオリーブの植樹だけで終わるのではなく、オリーブの成長を、町民と一緒に喜びを感じるイベントはできませんか。御質問いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

オリーブの植樹につきましては、イタリアーノひらおプロジェクトの基幹事業として、阿多田オリーブパークにおいて令和元年度から始めたものでございまして、イタリアーノひらおを住民の皆さんに体感してもらいたいとの思いから、植樹の都度、イベントを実施を計画させていただきました。

しかしながら、令和元年度の阿多田オリーブパークでの植樹イベントは、雨天のため中止となり、その後、急遽呼びかけたコミュニティ協議会を中心とした皆様の御協力により、植樹を行っていただきました。

令和2年度には、コロナウイルス感染症の関係で、町内住民約100名に限定させていただいた上で植樹を行っていただきました。

令和3年度は、場所を名切オリーブファームに移し企画いたしました。コロナウイルス感染症の影響により中止を余儀なくされ、イタリアーノひらおオリーブ研究準備会の皆様を中心に植

樹を行っていただきました。形は様々ですが、皆様方それぞれの思いを込めて植樹をしていただいたものと思いますし、そのことが皆様方の幸せにつながっていければ、大変うれしく感じているところでございます。

そのような中、植樹から3年を経過した令和4年度には、阿多田オリーブパークにおいて初めて収穫が見込めることとなったことから、この喜びを町民の皆様と分かち合おうと、令和4年10月にオリーブの収穫と搾油体験教室を、コロナウイルス感染症の影響で人数を限定させていただいた中ではありましたが、町民の皆様を対象に開催させていただいたところでございます。

今年度は、さらに収穫量が増加すると見込んでおりまして、多くの町民の皆さんに参加していただけるよう、現在、準備を進めているところでございます。来月下旬には実施したいと考えておりますので、ぜひ楽しみにお待ちいただきたいと思います。

今後こうした町民の皆様方にイタリアーノひらおを体験していただくイベントを続けてまいりたいと考えておりますし、あわせて、植樹しているオリーブの成長に合わせ、本町におけるまちづくりの取組が実を結んでいくことを期待しているところでございます。また、ここはパーク、公園でございますので、中に入って、自分が植えた木を覚えていらっしゃったら、どのぐらい成長しているかを見ていただけるんじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。秋にはオリーブの実がたくさんなるということですので、オリーブの実を摘み取る収穫時期ですね。町民の皆様と一緒にイタリアーノひらおを満喫していただけたら最高に思います。子供たちには初めての経験になり、よい思い出となると思います。イベント開催には、職員の方の結構負担がかかると思います。佐賀コミュニティ協議会に協力をお願いすれば、平生町とコミュニティ協議会のコミュニケーションの場にもなると思いますので、開催のほうよろしく願いいたします。

以上で終わります。

続きまして、秋森道路公園について御質問させていただきます。

秋森道路公園の維持管理についてお聞きします。県から秋森道路公園はトイレ以外を平生町に維持管理を任せ、駐車場周辺は草刈りを行っています。駐車場から海側へ歩いていくと、展望付近では雑草で海も島も見えない状況です。

令和5年度平生町民憲章具現化運動、「自然を大切にし 環境をととのえ 美しいまちをつくります」と第1項に、ポスター掲示で拝見いたしました。私、これを見て、読んで、平生町は環境に優しいまちだと誰もが思うなと思いました。町内をきれいにしませんか。平生町佐賀の秋森道

路公園を平生町の夕映えスポットにすれば、利用者が安心して安全に利用できると思います。展望付近の雑草を見ると、木を見ると、途中でもう行く気がなくなると思います。このままではせっかくの道路公園が駄目になってしまいますので、草刈りを行うことができないか伺いたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 御質問のありました秋森道路公園についてお答えをいたします。

県所有の秋森道路公園の維持管理体制につきましては、山口県と本町が平成8年4月に維持管理の委託契約を締結しており、現在、シルバー人材センターに本町より再委託をし、維持管理をしているところでございます。維持管理の内容につきましては、公衆用トイレ以外の駐車場及び公園内の清掃、草刈り、除草作業、植木の剪定となっております。

しかしながら、御質問にもあるとおり、海を見渡せる展望付近は、転落防止のフェンスも設置してあり、雑草の除去に支障を来しており、また、成長した樹木の伐採は急傾斜で危険を伴うため実施できず、景色や景観を阻害している状態にあります。県に樹木の伐採を依頼いたしました。公園・駐車場の利用に支障がない限り、樹木の伐採は実施しないとの回答でございました。県の所有でもありますので、維持管理についてどういった方法があるのか、県と協議しながら、よりよい方法、方向性を探していければと思っておりますし、今後におきましても、町民や観光客が気軽に訪れ利用できるよう、県と連携し公園の維持管理に努めてまいります。まずもって、どういうやり方ができるのかも含めて検討して、県と一緒にやっていきたいというふうにも思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 武央君） 中村一幸議員。

○議員（3番 中村 一幸君） 御答弁ありがとうございます。平生町が維持管理を任せられ、所有は県ということ。それはよく分かります。あそこに来られる方、平生町外から来られた方、どういうふうに見えるかということを考えてほしいと私は思います。平生町秋森道路公園を、私はあそこから夕映え、海を見るのには絶景のスポットだと思います。それを町内外に発信していけば、やはり写真家、あるいは人が集まって、きれいだねという場所になると思います。

どうかこれから県に維持管理のことをしっかり要望されて、それを、私、議員ですけど、私だけでなく、また、この議会を通じてでも結構ですので、町長のほうから途中経過を、どういうふうにも県に要望して、今どういう状況だという途中経過をまたお知らせいただけたらと思います。

以上で、私からの質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（中村 武央君） これより休憩に入ります。再開を午後1時といたします。

午前11時56分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） よろしくお願ひいたします。

1つ目、平生町都市計画地域の指定について。

1、佐賀地区は海に面し、温暖で暮らしやすく、かんきつ類の生産や水産業とともに生きてきた地域だと聞いています。現在も3軒の加工場が営業し、漁業の新規就農者も移住されています。佐賀地区のこれからを考えて、暮らしやすい地域を守るためには、どうしたらいいのだろうかと考えました。

都市計画法の趣旨では、都市の健全な発展と秩序ある整備を図る目的で、土地用途地域の指定などによる都市計画の適切な遂行の実施を国及び地方公共団体に定めています。平生町もこの都市計画法に基づき、平生都市計画区域を定めています。佐賀地区を都市計画法に規定する用途地域と指定することで、地域内の無秩序な開発や迷惑施設の規制対象となり、静かで暮らしやすい住環境が整うと考えます。

そこでお尋ねします。佐賀地区の集落とその沿岸を都市計画法の用途地域に指定することはできないでしょうか。都市計画法による規制は、地域の在り方に影響を与えるものであり、町のランドデザインを考える上でも重要です。地域性を踏まえた佐賀地区に対する町の考え方も踏まえて御回答をお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

平生町都市計画区域の指定についてでございます。

本町は、昭和47年3月に都市計画区域を決定し、昭和48年8月に用途地域の指定を行っております。平生町の都市計画区域は、市街化を促進する市街化区域と、市街化を抑制する市街化調整区域の線引きのない非線引き区域に分けられています。これは、自然環境と住環境が混在しており、明確な線引きをすることが困難な地域に適用されます。

用途地域制度とは、それぞれの地域における土地利用に対して、用途、形態、密度等に関する一定の規制を定め、良好な市街地の形成と住居、商業、業務、工業等の諸機能の適正な配置を誘導しようとするものであり、都市計画制度における基本的かつ根幹的な制度ではあります。

御質問にあります1点目の、佐賀地区を都市計画区域の中の各種用途地域としてできないかについてでございます。

佐賀地区におきまして、用途地域の指定は可能ではありますが、新たに用途地域を指定するに当たり、平生町の都市計画全体の今後の在り方について検討や見直し方針の策定をする必要があります。具体的な例といたしましては、急激に都市化が進む、または進む可能性がある場合、都

市地域の整備によって利用形態に変化が生じる場合などは、用途地域の変更や新たな指定を行うための見直し対象となります。このことから、佐賀地区における現状では、用途の新たな指定は考えておりません。なお、田名地区においては、工業系の用途地域を指定しております。

また、変更する地域につきましても、既存の建物自体の用途がその地域に適合しなくなるといったケースが発生し、それらの建物については既存不適格建築物という扱いになり、不利益を生じる場合があることから、地元説明会、都市計画審議会、山口県との協議など、それぞれの段階を踏んで見直しを行っていくこととなります。

続きまして、2点目の平生町内の非線引き区域内において、静かな住環境を守るために新規工業施設や娯楽施設などの参入を抑制する条例ができないかについてでございます。

建築基準法第49条の2の規定に……。ちょっとすみません。失礼しました。ちょっと早かったみたい。すみません。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 御回答ありがとうございます。現状の平生町都市計画において、佐賀地区は非線引きの都市計画区域となっており、県道から海岸沿いまでの集落については特段の規制がないように見受けられます。

2020年9月に山口県土木建築部都市計画課が作成した平生都市計画の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を確認したところ、平生都市計画区域においては、「特定用途制限地域の適用による土地利用制度を検討する」という一文があります。佐賀地区の優れた海沿いの景観を売りにしていくのであれば、良好な住環境を阻害するおそれのある事柄の規制は必要だと考えます。方針の資料にも書いてある特定用途制限地域の適用などによる土地利用制度の検討、用途白地地域の土地利用のコントロールは図れているのでしょうか。行政としてどのような検討、コントロールを行ったのでしょうか。お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 都市計画において必要だというのは、先ほど申し上げましたとおり、市街地になっていってコントロールが必要になってくる。また、これからどんどん市街地化していく場合に、どのように対応していくかということでございまして、御承知のとおり、佐賀地区については市街化してくる要素は今のところ全くないというふうに私は認識をいたしております。

したがって、佐賀地域は自由に活動できる場所になってほしいと、もちろん工場も造っていただきたいし、いろんな施設も造っていただければ私はありがたいなと思っております。市街地といいましても、平生町でこの辺が一番市街化しているわけですが、こちらのほうにはほとんど土地も少なくなってきた、まだ田んぼとか畑はございますが、佐賀については本当に大らかな土地もたくさんありまして、土地についてはいろんなところがございます。ものすごく見晴らし、

景色のいい土地もたくさんありまして、私なんかそういうところにはぜひ家を建てていただいて、景観のいいところもたくさんございますので、そういうところに家をぜひとも持っていただきたいと思っていますし、工業も皆さんに影響がないところで工業化していただければありがたいなと思いますし、もちろん工業的な工場を造る場合は、地元の人には当然説明されて、このような形でやっていきますということで説明もあると思いますので、それによって佐賀地区全体を盛り上げていきたいと思っております。私も佐賀出身でございますので、佐賀地域が発展することを私自身もものすごく願っているところでございます。そういうことでございますので、平生町の佐賀地区はもっともっと活気を持っていただきたいなというふうに私自身は思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 御回答ありがとうございます。平生町内の非線引き区域内において静かな住環境を守るために新規の工業や娯楽施設などの参入を抑制できる条例はないかについて、そもそも私の質問の趣旨は、都市計画法を一手段の候補としての地域の静かな住環境を守りたいという思いからです。現状の非線引き区域内において住環境を守る規制というのは、町が独自で条例や要綱などによる規制を行うことも十分可能だと思います。佐賀地区は、自然環境と住環境が共存しているエリアでありますし、住民が知らないところで思わぬ土地利用計画があることも経験してきました。町として、条例や要綱の制定を含めて、地域住民が暮らす上で不安を感じないような住環境のための制度設計は可能だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 平生町内の非線引き区域内において、静かな住環境を守るために新規工業施設や娯楽施設などの参入を抑制する条例ができないということでございます。

建築基準法第49条の2の規定に「特定用途制限地域内における建築物の用途の制限は、当該特定用途制限地域に関する都市計画に即し、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で定める」とあります。特定用途制限地域とは、都市計画法第9条第15項に「用途地域が定められていない土地の区域内において、その良好な環境の形成又は保持のための当該地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、制限すべき特定の建築物等の用途の概要を定める地域とする」とあり、「都市計画法第20条第1項の規定により、特定用途制限地域として都市計画の決定の告示をした区域に適用する」とあります。以上のように、条例を制定することは可能であります。特定の用途を制限することでその地域の活性化を抑制する可能性があるため、各地域のニーズや特性に合わせた適切な規制内容を計画決定し、地元の理解を得た上で都市計画審議会、山口県との協議などのそれぞれ段階を踏んで策定を行っていくこととなります。今後においても、用途地域の指定や条例の制定についての必要性を町民の皆さんの御要望や御意見をお聞きしながら

ら、検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 御回答ありがとうございます。町民の声も私も聞いてまいりたいと思いますし、佐賀地区がよりよい地域であって、また移住や定住してくださる方にも選ばれる場所であり続けるために、私も周りの人にいろんな話も聞いていきたいし、あそこのすばらしさをまた広く伝えていきたいなというふうに思っています。今後もよろしく願います。

2つ目の質問に移ります。

上関町に原子力発電所の使用済み核燃料の中間貯蔵施設を建設するための調査について質問します。

まず、上関町が調査受入れを決定するまでの経緯ですが、2023年2月、上関町の西町長が中国電力に新たな地域振興策を検討するように要請。8月1日、報道で翌2日に中国電力が上関町へ申入れを行うと報じられる。8月2日、中国電力から上関町へ使用済み核燃料の中間貯蔵施設建設のために、中国電力と関西電力が共同でボーリング調査を上関町へ実施したいと提案。8月7日、議会運営委員会にて、14日、議員に対して説明を中国電力に求めることを決める。8月8日、町長から議員向け説明会、非公開。8月14日、中国電力から議員への説明会、非公開。これは中止された。8月18日、上関町臨時議会開催。上関町議全員が中間貯蔵施設について考えを表明。10名の議員のうち、反対3名、賛成7名。調査の段階なので、議決を必要としないとして、町長判断で中間貯蔵施設建設のための調査を受け入れると中国電力に回答。同日、上関西町長から村岡知事へもその旨が報告される。中国電力は、8月18日の上関町からの回答を踏まえて、中間貯蔵施設の建設に向けて「環境保全に十分留意し、安全第一で調査・検討を進める」とコメント。私は、調査を受け入れるかどうかに関しても説明会を実施し、近隣自治体への説明が事前に必要だと思います。とても短い時間で物事が決められ、上関町民や周辺自治体に暮らす私たちもないがしろにされていると感じています。

原子力発電で出る使用済み核燃料の中間貯蔵施設とは、原子力規制庁関係者は「災害など外からの力が加わらない限りただの倉庫だ」「安全性に関わる技術的な問題は多くない」と中間貯蔵施設について話されているようですが、本当にそうでしょうか。

現在、原子力発電所が建っている同じ敷地内に中間貯蔵施設は建っています。世界でもそれが主流です。日本国内には、青森県むつ市にリサイクル燃料貯蔵の中間貯蔵施設が、近く規制委員会の審査を経て終える見込みですが、約20年かかっても事業は開始していません。

リサイクル燃料貯蔵の施設では、放射線を遮蔽する専用の金属容器に燃料を入れ、外気で冷却する乾式貯蔵の方式を取っています。使用済み核燃料は、中間貯蔵施設で一時保管された後、再処理工場へ搬出する予定になっています。

しかし、1997年完成予定だった日本原電の再処理工場は、トラブルなどで延期を重ね、2024年度上期を目指す目標も達成は見通せていません。「核燃料サイクルの行き詰まりは明らかだ」と、信州大学の茅野准教授は話しています。

さらに、高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみとして、地下深く最終処分する最終処分地は決まっておらず、中間貯蔵ではなくて、上関にできるとすれば、上関が最終処分場となる可能性も指摘されています。本当に50年以内に使用済み核燃料は中間貯蔵施設から持ち出されて、核燃料サイクルでリサイクルされるのか、誰が責任を持って大丈夫だと言い切るのか疑問に思います。

8月26日に行われたNPO法人原子力資料情報室共同代表の伴英幸氏の講演を聞きました。演題は「中間貯蔵施設とは」です。施設について予測される概要を丁寧に説明された後、中間貯蔵施設は様々な危険性があると話されました。直接的、間接的に放射線外部被曝のリスクがある。火山、噴火による火砕流、地震、津波などの影響も考えられる。攻撃による破壊があれば、内部被曝と外部被曝の可能性も考えられる。また、8月2日の中国電力の提案から上関町の回答までの流れをどう見ますかという取材に対して、(「議長」と呼ぶ者あり)伴さんは「拙速な進め方で、地元には禍根が残りがねない。町内に反対の声もあるほか、燃料を輸送する海域周辺の自治体の意向も分からない。もっと腰を落ち着けて考えるべき。島根原発で貯蔵する使用済み核燃料は、設備の容量に対して余裕がある。新たな施設を設け、日本海側から運ぶ必要性はない。輸送のリスクを考えれば、原発敷地内で保管するのが原則だろう。中国電力が上関町に示す地域振興策は、再生可能エネルギー関連の施設でもよかったはず。関西電力は、福島県知事から使用済み核燃料の県外搬出を求められている。関西電力のための施設を造る構図になる」と回答されました。

私は、平生町や周辺に暮らす子供たちのために、以前から上関町への原発建設について必要ないと訴えてきました。この平生町に、周南市から家族で引っ越しをしてきて、10年目に議員としてこの場にいることは全く想像していませんでした。子供たちの小さな手を握ると、この温かい小さな手を、楽しそうに笑う声を、一人の大人として守らないといけないと強く感じています。私たち大人には、考える力、行動する力、将来に対する責任があるはずで、アメリカの先住民の人たちは、物事を決めるときに、自分から7世代先の子供たちのことを考えて決めることを聞きます。いま一度立ち止まって、私たちはこの平生町で暮らしていくために、誰もが笑顔で暮らしていくために、何を決めて何を選択していかなければいけないのかよく議論する必要があります。

○議長(中村 武央君) 原議員に申し上げます。通告に従い、簡潔に質問をお願いいたします。

○議員(1番 原 真紀さん) 私は、上関原発建設計画に反対する2市4町議会議員連盟で、8月14日から21日にかけて、柳井市長、平生、上関、田布施、周防大島町長へ、そして光市長へ、上関町への中間貯蔵施設建設に反対の申入れを行いました。申入れ内容は、1、上関町に

中間貯蔵施設を誘致しないように求めること、2、原発や中間貯蔵施設の交付金などにも頼らないまちづくりを周辺自治体と連携して築き上げること、3、核廃棄物中間貯蔵は、地域の現在と未来に不安を与えるので企業や移住者に選ばれる地域にはなれない。この美しい自然を守り、原発ごみの受入れに反対すること。以上です。

私は、上関町への使用済み核燃料の中間貯蔵施設の建設には反対です。町長にお伺いします。

1、平生町へはいつ頃、中国電力、山口県知事、上関町の西町長から、この中間貯蔵施設の件について話があったのでしょうか。2、8月18日に異例の早さで、上関町の西町長は中間貯蔵施設建設のための調査を受けることを決めました。それにより、今後、周辺自治体への交付金が出る話もあるそうですが、もしあった場合、平生町へ交付される電源立地地域対策交付金を町長は受け取るお考えでしょうか。3、町長は以前、「地方自治法により、他の自治体の欠点について口を出すことはできない」と言われました。しかし、使用済み核燃料の中間貯蔵施設の建設は認められない。電源立地地域対策交付金も受け取るつもりはないと明言することは、平生町の町長としてできるはずです。町民の安心と安全を守るために、明言することはできるでしょうか。お願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 上関町の中間貯蔵施設につきましては、本日3名の議員の方から御質問をいただいておりますので、答弁が重複することもございますが、御了承のほどよろしく御願い申し上げます。

中国電力は、原子力発電所から出る使用済み核燃料を一時保管する中間貯蔵施設の建設に向けた立地可能性調査の申入れを上関町に対して行い、上関町については受入れの表明を行っております。このことは、建設予定地から20キロメートル圏内にある本町のみならず、周辺市町でも大きな議論となっていることは御承知のところだと思います。

国では、原子力発電を安定的かつ継続的に利用する上で、使用済み核燃料の貯蔵能力を拡大することは国のエネルギー政策における重要な政策課題になっているところでございます。しかしながら、このたび上関町が中間貯蔵施設の建設に向け調査を受け入れたことに対しては、町民の方や各団体から、そして周辺地域の住民の皆様からも不安と懸念の声が多くあることは事実でございます。

平生町として、いつ頃中国電力、山口県知事、上関町長からこの話を聞いたのか、その内容はどういうものかとの御質問ですが、中国電力や山口県知事、上関町から事前に具体的な話は聞いておりません。柳井広域1市4町の会議が8月31日に開催され、その場で上関町長からこれまでの経緯や説明、また、周辺地域の皆様に対して御心配かけていることへの謝罪がございました。

電源立地地域交付金については、電源三法に基づき交付がされると認識をしております。現在

までのところ、中間貯蔵施設を取り巻く様々な動きの中、まだまだ行き先不透明な部分がかなり占めているところでありますので、電源立地地域交付金の平生町の受け取りについて、お答えをする状況にないと認識しております。また、中間貯蔵施設建設や電源立地地域交付金に係る判断についても、情報が少ない状況の中では、答弁は控えさせていただきたいと思っております。まずは、中間貯蔵施設に係る科学的な安全性についての説明を受け、正しい知識を得ていくことが大切であると考えております。

最後の原子力政策の流れは、上関町だけの問題ではなく、周辺自治体にとっても、また、そこに住む方々にとっても大変大きく深刻な問題でありますので、中間貯蔵施設建設に向けた調査については、周辺自治体の住民に寄り添った丁寧な対応を国や県、中国電力にも求めていきたいと考えておりますし、今後も国や県、上関町、中国電力の動向等の情報収集に努め、注視をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） 御回答ありがとうございます。私は、ここに暮らす平生町民の安心のために、ぜひ明言していただきたいです。同じ上関町の周辺自治体である光市は、市長が2012年9月議会の一般質問で答弁し、「中国電力の上関原発計画に現状では賛成できない」との考えも明らかにし、「原発に頼らないまちづくりを行う」「電源立地地域対策交付金も受け取るつもりはない」と明言されています。岩国市の福田市長も、8月21日、「住民に説明が尽くされていない中で交付金ありきで議論が進んでいる。そういったプロセスも含めて懸念や疑問もあり率直に賛成できない」と懸念を表明しています。昨日、田布施町議会を傍聴に行きました。その際、東町長は「国のエネルギー政策では、核燃料サイクルは行き詰まっている。中間貯蔵施設が仮にできれば、町のイメージ低下を少なからず避けられないというのは事実。貯蔵施設の田布施町へのメリットについては、現時点ではメリットというものはない。上関町だけの問題ではなく、周辺自治体にも影響はある」と述べられています。

私は、町民の安心と安全を守ることが町長の役目であると考えます。平生町長が、浅本さんが明言されることによって、平生町に住んでいる町民の安心につながるのではないのでしょうか。認められないという発言は難しいかもしれませんが、原子力関連施設に頼らないまちづくりをしますと明言することは、できるのではないのでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 中間貯蔵所建設に向けての調査を受け入れたことについての、まず町長の感想を求めるということですが、このことに対しては、上関町内に限らず、周辺地域の住民の皆様からも不安と懸念の声が多くあることは事実でございます。私としては、国や中国電力は、

周辺自治体の住民の皆様に対して、安心につながるような科学的な安全性の説明や、また、想定される様々なリスクに対しても十分な説明を果たす必要があるものと思っております。平生町に及ぼす影響につきましては、まずは先ほども……。

○議長（中村 武央君） 暫時休憩をいたします。

午後1時33分休憩

.....

午後1時33分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ……しているわけではございません。（「聞こえません」と呼ぶ者あり）

○議長（中村 武央君） もう一度最初からお願いします。（「今マイクのスイッチが入っていませんので、もう一度」と呼ぶ者あり）

○町長（浅本 邦裕君） 私が今申し上げているのは、賛成も反対もしていないというところがございます。

まず、どういうものが持ち込まれて、どういうふうな体制になるのかと全く私らは分かりません。何分どういうものなのか、その安全性はどんなものなのか、それに伴うリスクはどうかというのをまずはお聞きして、それから先、私は考えたいというふうに言っているわけですが、したがって、責任のある政策を行っている国、資源エネルギー庁、それらがですね、ちゃんと説明をしていただきたいというふうに思っていますし、中国電力もそうですが、中国電力の説明では、何分自分のところが造るところなので町民のみんなが信頼できるかどうかということで、まずは国・県がちゃんと科学的な根拠を示して説明をしていただきたいと思っております。

それをだから、皆さん、まだ何も——勉強されている方は知っているかもしれませんが、私はまだそんなに勉強できていませんので、町民の皆さんも、ほとんど皆さん、中間貯蔵施設と言っただけでどうなんじゃという話になると思うので、それをまず、どういうもので、どういうリスクがあって、どういう安全性があるかを、まずは町民の皆さんと一緒にですね、それをまず、知ると。知った後に、じゃあ、どうするかということになるかと思います。ですから、初めから賛成もしないし、反対もしませんと言っているのは、そういうことです。

今から先、県や国に対して説明をしていただくようお願いをしていきたいというふうに思っていますし、町民の皆さんと一緒にですね、この施設がどういうものなのかをちゃんと理解した上で判断をしていけばいいものというふうに私は考えているところです。

以上です。

○議長（中村 武央君） 原真紀議員。

○議員（1番 原 真紀さん） いろんな情報が必要であると今、町長はおっしゃいました。私も同じく思います。

昨日、田布施の議会で傍聴したときに東町長も「まず、国から説明があつて、県が説明をして、そこに暮らす周辺自治体、町民の人たちが安心できるような説明をして、それから地域振興策を考えていくべきだと。今の上関町のやり方は逆だ。とても残念だ」というふうにおっしゃったのを私も聞きました。

科学的根拠に基づいての安全性というのにも、私は疑問を持っています。いいと言う人は造りたい人、怖いと言う人もいます。同じここに暮らす皆さんが判断をするのに、どちらの話も聞けるような、そういう場も設けてもらいたいと思います。やっぱり皆さん、知らないということの怖さもあると思います。

私のところに届いた町民の方からの手紙を読みたいと思います。

「突然、上関町に中間貯蔵施設計画があることが公表されました。既に水面下で県や町議会が了承しているでしょう。少数の目先の利益を追求する人々、無関心な人々によって瀬戸内海の美しい自然を踏みじってよいのでしょうか。40年前の原発計画の際も、私利私欲にまみれた醜い話を多く聞いています。そして、僅か2,000人あまりの上関町民の同意があるからと、周辺の市町村が巻き添えにされようとしています。どうか平生町議会においては、この件に強く反対の意見を表明、決議されますようにお願いします。未来の子供たちのために」。

平生町内に住んでいる小学生の保護者の方は、「質問です。上関町の調査つてもう始まるんですか。上関の町長さえオーケー出したら、それで取りかかって問題ないんですか。調査の話があつてから上関町長のオーケーまでの話が早過ぎて、このまま建設されるのかと不安になりました。こんな大事なことなのに少数の議員だけで話し合つて、それも上関だけの。正直、南海トラフの不安があるのに、さらに核の問題まで出てきたら、災害に遭つても復興は不能になるなど不安が倍増です。このまま平生に住んでいて大丈夫なのかなと心配です」。

平生の一町民も不安に思っているというお知らせです。町長さんには、決して他人事ではないので、平生を守るためのリーダーシップを発揮してほしいと切に願います。隣接する自治体として意見を言うのは必要だと思いますし、町民としては、そのくらいの気概を見せてほしいです。平生町が好きなので、見切りをつけさせるような事態にはなつてほしくない。福島でもずっと若者の甲状腺がんの追跡調査をしていますが、そんなのにおびえて暮らすのは嫌。深刻な少子化の日本にとって貴重な若者の将来、守りたいです。

7月の下旬、将来平生町に移住しようと思つて関東から家を探しに来ていた家族の方にお会いしました。「こんなにきれいな海が近くにあることはとってもうれしい。ここに暮らしたいと思つて、家

も探しました。でも隣町への中間貯蔵施設の話があって、とても残念ですが、ここに暮らすことはやめました。今暮らしている場所でできることをすることにしました」。その方はもう既に上関町役場、平生町役場にも電話をされたそうです。電話を受けられた職員の方は、直接その声を聞かれていると思います。

このような話は、たまたま私の耳に届いただけでしょうか。子育てするなら安全で安心な場所で生活したい。当たり前なことではないでしょうか。このような状況で平生町を選んで移住・定住を考える人は増えていくのでしょうか。せっかく移住・定住政策に力を入れても無駄になるのではありませんか。原子力発電所や原子力関連施設は、子育て環境として避けられています。このままでは将来への希望を持ってまちづくりをしていくことが困難になると感じています。

ここで暮らしていく私たちも、建設予定地から20キロ圏内に入ります。周辺で暮らす私たちも、当事者として生活環境を守る権利はあるはずです。町民の皆さんや議員の皆さんとも何ができるか、一緒に当事者として考えて行動をしていきたいと思います。町長も情報収集だけでなく、町民の声もしっかり聞いて判断していただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 今おっしゃられましたとおり、私もできることならやめてほしいというのは本心では思っております。

ただ、御承知のとおり、地方自治法というのは「自分のまちは自分たち町民で決める」ということになっておりまして、私どもが幾ら——万が一やめろと言ったって、それは上関町民が決める話だからと言われたら、それまでの話です。ですから、知事も「上関町民が決める話だから、私は賛成もしないし、反対もしない」という答弁をされているわけです。

だから、うちとして、それはこうしてほしいという要望はできるかもしれませんが。これについては、もう田布施町長と私は一緒になって話をずっとしております。どんなことを要望できるかなということ。それで、その中にやっぱり平生町と田布施町、熊毛郡でやるのがいいのか、柳井地区1市4町——町が上関町があるから1市3町ですね。これでやったほうが、やっぱり多いほうがいいんじゃないかという案がありましてですね、これはちょっと今、一生懸命まとめていきたいというふうに思っておりますし、柳井地区が駄目なら田布施と一緒にやって出そうかなという話も今、実際にずっとしているところでございます。

いずれにいたしましても、これについては大変な問題だと、町としても降って湧いたような大変問題があるというふうにも思っておりますし、先ほど申し上げましたとおり、まず、その施設はどんなもので安全性をちゃんと確認した後ですね、町民の皆さんも全部そういうことを含めて聞いてもらって、その中で町民の意向を聞いて、私は判断したいというふうに思っておりますの

で、もう少しの——まだ調査でございますし、これから造ることが決定するのかわからないのか、これはまだ分かりませんが、こちらについても調査の段階ですので、その建設をするというのが決まる前にやっぱり何か要望ができたらいいかなと思っております。

これはあくまでも要望ですので、さっきから言っているとおり、決めるのは上関町民でございますので、私たちは要望として出すことは可能かというふうに思っておりますので、それに向けて今、一生懸命に検討をしております。田布施町長が言われたことは、私も同感しております。認識は同じであります。

以上です。

.....

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 日本共産党の赤松義生です。通告に従って質問を行います。

1点目に、上関町の使用済み核燃料中間貯蔵所の建設問題について。

その1番目に、中国電力は、上関町に使用済み核燃料の中間貯蔵所の建設のための調査を申し入れ、16日後の8月18日、上関町は調査の受入れを表明しました。今回、中国電力とともに共同で中間貯蔵所の調査を行う関西電力は、福井県内の3基の原発の再稼働について、福井県知事の同意を得る際に中間貯蔵所の県外建設予定地を今年末までに確定すると約束をしています。福井県知事でさえも拒否をするような施設を、隣接する平生町に相談もなく、中間貯蔵所建設に向けて調査を拙速に上関町が受け入れたことについての町長の感想をお尋ねをいたします。

2つ目に、中間貯蔵施設には3つの問題があると思います。その一つは、国内で原発敷地外に建設された中間貯蔵施設は、青森県むつ市にあります。同施設の最終的な貯蔵量は5,000トンとされています。小出裕章元京都大学原子炉実験所助教授は「含まれる死の灰の量は広島型原爆の17万発分」と指摘しています。

2つ目に、中間貯蔵とは名ばかりで、核燃料サイクルの実現のめども立っていない現状では、最終貯蔵となることは避けられません。

3つ目に、使用済み核燃料の保管技術は確立されているとは言えません。青森県むつ市の施設では、巨大な金属製のキャスクに使用済み核燃料5トンを入れて保管するようですが、このキャスクの放射線の遮断能力は四、五十年という話も聞いております。使用済み核燃料が、元のウラン鉱石並みの放射線のレベルになるのに10万年とも言われています。安全に保管できるという根拠はありません。

こうした貯蔵所が平生町にどのような影響を及ぼすか、調査研究を進める予定はありますか、お尋ねをいたします。

3つ目に、関西電力の使用済み核燃料を受け入れることになる中間貯蔵所の建設は、核燃料サ

イクルの見通しが立たないなど、国の原子力政策が行き詰まる中で起きています。私が今、進行している中間貯蔵所の問題の中で、中国電力は祝島には話に行かない、上関町長は隣接する町にも相談しない、県知事もはっきり物は言わない。そうした中で調査が行われるようになりました。しかし、建設の同意はこれからになり、核燃料サイクル交付金の対象となる県も、しかるべき時期には態度表明が避けられない状況になると思います。

町長にも多くの住民の方から意見が寄せられていると思いますが、私も会う人ごとに「平生町にとっては何もメリットもない。やめさせてくれ」などの声が多く寄せられています。

私はこのたびの一連の経過から、町長には相談なく進められたことについて、本気で怒ってほしいと思っています。また、国・県に対しては、隣接する自治体の同意を求めるよう、強く働きかけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 中間貯蔵所建設に向けての調査を受け入れたということについての町長の感想を求めるといことですが、このことに対しましては、上関町内に限らず、周辺地域の住民の皆様からも不安と懸念の声が多くあることは事実でございます。

私としては、国や中国電力は周辺自治体の住民の皆様に対して、安心につながるような科学的な安全性の説明や、また想定される様々なリスクに対しても十分な説明を果たす必要があるものと思っております。

平生町に及ぼす影響につきましては、まずは先ほども御説明いたしましたとおり、十分な説明責任を果たしていただく必要があるものと思っておりますが、そうした上で、もし仮に上関町に中間貯蔵施設が建設されるようなことになれば、当町の移住・定住の施策に対しても子育て教育の施策に対しても、将来にわたってまちづくりに大変大きな影響を与えるのではないかと危惧しております。

現在まで中国電力側からは何ら具体的な説明を受けておりませんが、中間貯蔵施設は核燃料サイクルに関わる問題でもあり、中国電力だけではなく、国や県などにも丁寧な説明をお願いしたいと考えております。

現在、柳井広域または熊毛郡の2町で連携して意見の取りまとめを行い、何らかの形で意思表示をしていきたいというふうに考えております。

最後に、繰り返しになりますが、この原子力政策の流れは、上関町だけの問題ではなく、周辺自治体にとっても、またそこに住む方々にとっても、大変大きく深刻な問題でありますので、中間貯蔵施設の建設に向けた調査については、周辺自治体の住民に寄り添った丁寧な対応等を国や県、中国電力にも求めていきたいと考えておりますし、今後も国や県、上関町、中国電力の動向等、情報収集にも努め、注視をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 町長のお話で、今後の平生町の移住・定住の促進、そういうことも考えているうちの町にとっても、このことは大きな影響を及ぼすというお話でありました。

それから、国や県などが丁寧な説明をもっと事前からやっていくべきだと、そういうふうなお話もありました。また、町長自身もこうした問題について、言うべきことは言っていきたいと、そういう筋合いの答弁ではなかったかというふうに思っております。

私が思っているような答弁であったので、その点では私も町長の決断には敬意を表したいというふうに思っております。でも今は随分克服されたと思うんですけども、やっぱり上関町の自治の問題だから物が言いにくいとかというのは、そういうのは当初の頃はありましたけれど、随分変わってこられたというふうに思っています。

でも、あの8月2日のあの時点の話としては、私は、町長はやっぱりこの平生町の首長として、やっぱり向こうは向こうの自治があるんですけど、ここはここの平生町の自治の長として、やっぱり本気でね、こんな大事な問題を相談もなしにこう進められるということについては、本気で怒ってほしかったなというのが率直な感想ですが、でも、その辺のことについては随分変わってこられたというふうには思っております。

それで、やっぱりこの中間貯蔵施設というものがどういう影響を及ぼすかということについては、推進の立場の意見もあるでしょうし、そうは言っても「いや、そうじゃない」という立場の意見もあると思います。共産党としても、そういう立場で情報提供ができるように講演会とか、そういうようなものも開きながら頑張っていきたいと思いますが、一緒に頑張っている2市4町の議員連盟の皆さんとも相談しながらですね——この間、上関町では講演会を開かせていただきましたが、ああいうものも含めて、やはり周辺の地域の皆さんに、こう理解が深まるような対応もしていきたいというふうに思っています。

平生町としては以前、上関原発の問題が活況な時期に3名の特命の職員を指名をされて、そしてあちこちに視察に行ったり講演に行ったりということで、上関原発が造られたら平生町にどういうことが起きるかということも、3名の職員を指名して町として取り組んでこられたという経過があると思います。やはりそういうふうなことも今、取り組んでみる必要があるんじゃないかというふうの一つ思っております。

それから、これから調査が終われば当然、建設に向けていろんなことが進んでいくであろうとは思いますが、そういう中で核燃料サイクルの交付金は地元の上関町には交付されますが、県を通じて県にも交付されるようになると思うんですね。県に交付された交付金は、常識的には周辺の隣接する地域に交付されるということにもなるかと思いますが、そうしたときに私も

確認しているわけではないんですが、県知事は絶対にこの貯蔵所の建設について、賛成か反対か、同意するか同意しないかという意思表示をせざるを得ないときが絶対に来るような気がします。その際、以前の原発のときには、周辺の柳井とか平生とか田布施とか光とかの意見を聴取して県知事は判断をしたというふうに記憶しているんですが、そのときには町長もやっぱり平生町の町民のみんなの声を大事にしながら、一番いいのは住民投票でもやって意見集約すればいいと思うんですけど、そういう町民の意見を集約した上で結論が出せるようにこれからも取り組んでいただきたいというふうに思っています。

以上、できるところだけ答弁をお願いします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 今、最後の交付金の受け取りですね。これについては、まだ全然話も何も聞いておりませんので、どうするかなんてお答えする、判断する材料もございませんので申し上げることはできませんが、ただ、そういうことになれば当然、町民の声をよく聞いて判断をさせていただくことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（中村 武央君） ここで休憩に入ります。再開を2時15分、14時15分といたします。

午後2時01分休憩

.....
午後2時15分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、先ほど2回目の質問をしたときに、以前、上関原発の問題が活況な時期に、平生町では、松岡町長の時代だったと思いますが、3名の職員を特命で指名をして、そして原発問題についていろんな調査とか研究をされる方を指名されておられました。

今回のことについても、平生町としてもやはり調査、研究していく必要があると思いますので、そうした対応ができないか、お尋ねをしたいと思います。

それから最後に、建設するということになれば、核燃料サイクルの交付金が、地元の上関町には直接国から行くであろうし、それから山口県に対しても、地域振興の計画が何かをつければ交付金が県にも下りるようになります。

そういうことぐらひは私にも分かるんですけど、そうしたときに、県知事は当然、この計画には同意をした上での交付金を受け取るということになろうかと思えます。その際に、県知事だけで判断されるのか、それとも周辺の地域とかもっと広い範囲の地域の市町に意見を聞くようになるのか、そういうことについても、町として、これから調査をちゃんとしていただきたいというふうに思っています。

私のほうも、議員活動の一環として、できるだけ自分でも調査するようにしますが、行政としてもやっていただきたいということが2回目の質問の最後の趣旨でしたので、以上2つについて、もう一度答弁を頂けたらと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 当然、今の調査の件ですが、必要があればやりたいと思いますし、また1市4町で一緒になってやるということも考えられますので、この辺は状況を見て、必要があれば調査もしていく必要はあるというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、大きい2つ目の学校給食について質問をいたします。

質問に入る前に、昨日朝、ラジオのニュースを聞いていると、広島県の大手の、いろんなところの給食の調理を請け負っている会社が倒産をしたというニュースが入ってまいりました。田布施の知り合いの議員に電話して、「田布施は大丈夫なん」という話をいたしました。田布施はともその会社ではなかったようです。でも、民間委託というものは、思わぬところで綻びが起きるんだなというのを感想として持ちました。

それでは、質問に入ります。

1つは、昨年12月に、町長が田布施町に対して田布施の給食センターで共同調理の方向を含めて協議を申し入れたとの報告がありましたが、これまで田布施町と何回協議を行ってこられたのか、お尋ねをいたします。

それから2つ目に、9月定例議会前の全員協議会で、令和7年度の2学期から、田布施町と田布施町にある給食センターで共同調理を行うという報告がありました。11月頃には、臨時議会を開いて決定するというような話でもありました。

平生町の各学校の給食の調理をどうするかは、2019年の6月議会の平岡議員の質問から議会で論議されるようになったと思いますが、その後、ほかの自治体との共同調理については、住民への説明会の中でも厳しい意見が出されたと記憶しています。

また、このたびの4月の町議会議員選挙の当選者のうち、私を含めて5名の議員が自校方式の存続を訴えて選挙を戦ったというふうに思っています。選挙が終わって半年足らずの間に、令和7年2学期から田布施町の給食センターで共同調理を目指すとのことですが、このことは決定事項なのでしょうか。

そして3つ目に、6月議会の全員協議会の折に教育長から、田布施町との共同調理について、まとまった報告がなされました。しかし、最近では資料もなしに口頭での報告にとどまっているが、このことは問題だと思います。

住民の関心もあり、このように大きな政策変更の中で影響を受ける事業者もあります。何もかも決めてしまってからではなく、以前、商工会や調理員の方、保護者などを集めて説明会を開かれ、町民は意見を述べる機会がありました。今回も同様に説明会を開くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、学校給食について、まず、田布施町学校給食センターの共同利用に係る協議についての御質問にまずはお答えさせていただきます。

6月30日金曜日に、私を会長、そして田布施町教育長を副会長として、両町の教育委員会学教教育課及び町長部局の総務、財政等の関係部署の担当者を構成員とする田布施町学校給食センター共同利用協議会を設置しまして、協議を開始いたしました。

この協議会では共同利用に向けた諸課題について協議をすることにしておりますが、6月30日以降、これまで3回の実施をしています。

また、この協議会とは別に、負担金あるいは食材納入調整、給食費など、課題ごとに両町の町長部局の担当職員を入れた小グループによる検討も進めておりまして、このグループ協議はこれまで6回実施しておりまして、それぞれのグループ協議結果につきましては、田布施町学校給食センター共同利用協議会、ここにおいて報告をされ、検討・協議を行っている、という状況でございます。

なお、これまでの協議会の結果につきましては、9月定例会最終日の全員協議会において報告をさせていただきたいと思っております。

続いて、令和7年2学期からの共同利用を目指す、このことについては決定事項なのかという御質問でございます。

現在、田布施町との共同運営について、第1の選択肢としてお示ししています。その中で、令和7年2学期から共同利用を目指すことにつきましては、できるだけ早期の安全かつ安心できる給食提供の観点から、目指す時期としてお示しをしたものでございまして、このことは、田布施町学校給食センター共同利用協議会におきましても、田布施町と共有をしているものでございます。

先ほどもお答えしましたとおり、田布施町学校給食センター共同利用協議会において様々な課題について協議をしているところでございますが、今後、両町において、共同利用に係る広域連携の運営形態につきまして、議会の御理解をいただいた時点で目指す時期については決定事項になると、このように考えますので、この広域連携の運営形態についてできるだけ早期に議会に諮ることができたらと、このように考えて、現在、田布施町との協議を進めているところでございます。

続いて、報告における資料の提示、そして説明会の実施と、こうしたことについての御質問です。

6月21日の産業文教常任委員会、そして6月27日の議会全員協議会においては、まず学校教育課長から、田布施町と学校給食施設の在り方について、事務レベルでの協議を進めているが、さらに前向きに協議を進めていきたい。こういう考えとこれまでの取組状況の御報告をさせていただき、私のほうからは、学校給食施設の在り方は、将来の町内学校施設の在り方と関連した大きな枠組みで考えていくことについて、少子化や学校施設等の現状などから、その必要性を説明をさせていただきました。

これらの報告、説明につきましては、田布施町との協議会立ち上げ前であったことや、将来の町内学校施設の在り方については、関連資料を集めて基礎資料作成に向けた取組を始めている段階であったことなどから、資料の作成及び提出ができませんで、口頭での報告、説明とさせていただいたものでございまして、これまでも資料を添えた報告等には努めているところではございますが、議員の皆様には御不便をおかけすることになりました。

この6月の委員会や協議会に係る資料につきましては、改めて定例会最終日の議会全員協議会ではお示しをさせていただきたいと、このように考えています。

また、住民を対象とした説明会につきましては、このことにつきましては保護者宛てに教育長名でこれまでの経緯と、それと田布施町と協議会を立ち上げて、令和7年度中の開始に向けて協議を行うことにつきまして、6月27日付で保護者宛てに文書を発出していますけれども、この文書を用いまして、平生町商工会や町内のそれぞれの食材納入業者、ガス納入業者、そして給食調理員等について報告や説明、聞き取りを行うことに加えて、各小中学校の学校運営協議会やPTA役員会等への参加もさせていただき、現状の説明とともに、御意見をお伺いしているところで、今、あるところでございます。

また、平生小学校、平生中学校の保護者を対象とした給食の試食等についても、10月中下旬頃には実施をしたいと考えておりまして、議員御指摘の住民を対象とした説明会につきましても、同時期辺りには実施ができますように準備をしているところではございまして、町民の皆様への情報提供につきましては引き続き丁寧に行っていく、こういう考えでございます。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 今、答弁を頂きまして、住民への説明会は10月の終わり頃を目標に準備は進めているということではございました。

それを開いてもらうのは絶対必要なことだとは思いますが、その前に、広域連携の運営形態というふうな話が出てきて、それが整った時点で議会に諮ると。そうすると、それでほぼ決定だというような形になるような雰囲気はするんですけど、やはり、先ほど教育長も答弁がされま

したが、商工会だとか食材の納入されるお店屋さん、それからガスの業者さんなど様々な人たちが学校給食支えてきたんですが、それに調理員さんもあるし、一番肝心な子供たちと保護者という方々も関わっているんですけど、そうした皆さんも含めて、やっぱり説明会を開かれる前に既にものが決まっているというのはいかがなもんかなと思うんで、ぜひ、そういう説明会での意見聴取も含めて広域連携の運営形態とかを決めていくというような流れのほうがよろしいんじゃないかというふうには思っております。

できれば結論が出る前に説明会を開いていただきたいということで、答弁をお願いいたします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） 共同利用に係る広域連携の運営形態のことが、実施を決めることになるんじゃないかというようなお話でありましたので、そこら辺のことからちょっとお話をさせていただきます。

共同利用に係る広域連携の運営形態でございますけれども、8月7日に行われました産業文教常任委員会では、地方自治法に基づく広域連携には、まず特別地方公共団体を設置しない方法として、連携協約であるとか協議会であるとか機関との共同設置あるいは事務の委託、事務の代替執行、こういうのがありまして、また特別地方公共団体を設置する方法として、一部事務組合であるとか広域連合であるとかそういうものがあるわけでございますが、今回のケースは既存施設であります田布施町学校給食センターの利用にもなるので、田布施町に平生小、平生中の給食調理事務を委託する手法が望ましいのではないかと考えていると、こういうことについて報告をさせていただいておりまして、現在、田布施町学校給食共同利用協議会においては、事務の委託ということで合意はしているところでございますけれども、このことにつきましては、今月19日の産業文教常任委員会で説明をさせていただきたいと、このように思っているところでございます。

そして、運営形態については、できるだけ早期に議会に諮るということも先ほど答弁で申し上げましたけれども、先ほど議員申し上げられましたとおり、これまで支えてくださった方々、子供たち、保護者の方々、もちろんいらっしゃるわけでございますから、議会に諮る前には説明をさせていただきたいというふうには思っているところでございます。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 議会に諮る前には説明会を開かせていただきたいということで、そのようによろしくお願いをいたします。

私も選挙のときに、そうは言っても、これから庁舎の建設の起債の償還がピークを過ぎる10年後ぐらいには平生町の財政も少しはゆとりが出るであろうから、それまで自校方式で頑張れば、平生町内で新しい施設の建設も夢ではないということを訴えて選挙を戦いました。やはり

住民に対して公約した以上、責任がありますので、できるだけ、そういう私の訴えたことができるのかできんのか、自分としてもこれから、時間はえっとないんですけど、いろいろ調査や視察も含めてやっていきたいと思っております。これからもよろしく願いいたします。

それでは最後の質問になりますが、補聴器の補助についてお尋ねをいたします。

山口県内では、軽度・中等度難聴児童を対象として補聴器購入への助成制度はありますが、障害には当たらない軽度難聴に悩む高齢者を対象にした制度はないのが現状です。

加齢性の難聴は加齢とともに誰にでも起こり得るもので、一般的には、50歳頃から始まり、65歳を過ぎると急速に増加すると言われております。補聴器を使用せずにいると、聞こえの問題から、孤立しがちになったり閉じ込みがちになったりし、鬱、認知症、寝たきりになりやすいということが定説になっているようです。

県内でも、実際に助成を行っている自治体はありませんが、岩国市議会では助成をするようにという請願が採択されています。

平生町でも、高齢者の軽度難聴者に補聴器の購入について助成ができないか、検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 軽度の難聴に悩む高齢者に補聴器の補助はできないかとの御質問にお答えいたします。

加齢による聴力の低下は、一般的に50歳頃から始まり、60歳代になると軽度難聴レベルとなる音域が増え、70歳以降ではほとんどの音域の聴力が軽度・中等度難聴レベルになり、年齢以外に特別な原因のない難聴を加齢性難聴と言います。加齢による聴覚機能の低下のため抜本的な治療はなく、日常生活での不便を補うためには、補聴器の使用が有効な手段とされております。

本町における補聴器購入に対する助成につきましては、身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害のある方に対し、障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度により助成を行っております。

補聴器につきましては、精密な医療機器であり、使用者それぞれの聴力に合わせて何度も調整を行う必要があり、購入価格の平均は片耳で15万円程度と高額になります。保険適用外のため、全額が自己負担となり、身体障害者手帳を交付されていない軽度・中等度の加齢性難聴の方にとっては大変ハードルが高いものとなっております。

加齢性難聴者数は、60歳代後半で3人に1人、75歳以上の方で7割以上となり、聴覚機能の低下は高齢者全般に関わる問題と考えます。

また、難聴により周囲との円滑なコミュニケーションが阻害されることにより、抑鬱、意欲の低下、認知機能の低下から要介護状態に至るリスクの増加が近年の調査研究で報告されており、日常生活に支障が生じる中等度難聴の段階からの補聴器使用が認知症予防につながる可能性がある

るとの意見もあります。

現在、加齢性難聴者に対する補聴器購入助成事業を実施している自治体は山口県内ではありませんが、全国では約1割の市区町村が実施しております。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気に健康で暮らし続けていけるよう、他の高齢者福祉サービスの状況を踏まえ、先進自治体の事例や県内の状況を調査してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 町長からの答弁にもありましたけど、65歳以上になるとかなり難聴者が増えると。うちの議会も65歳以上がかなりの部分を占めておりますので。幸い、そういう人は議員の中にはいらっしゃらないようなのであれなんですけど、県内の状況なども調べながら調査してみるということでございました。まだ、どこも実施されている自治体がないので、ぜひ、そういう方向で検討を重ねていただけたらというふうに思っております。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 失礼します。通告書のとおり、質問させていただきます。

まず最初に、太陽光発電施設についてです。

この問題は私は何度も質問していますが、また今、曾根地区は一等地であるコミュニティセンターの辺りまで太陽光になりまして、太陽光の町、曾根になりそうな気がします。

今、用途地域に太陽光発電施設がどれくらい設置されているのか、お尋ねしたいです。かなり増えているような気がします。

住みよいまちづくりをする上で支障が出てくるのではないのでしょうか。例えば、都市計画道路事業を行うに当たり、太陽光が設置され、曲がりくねった道になるなど、今後、都市計画道路事業を行うのに支障はないのでしょうか。この点について、お尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 御質問にあります太陽光発電施設についてでございます。

太陽光発電設備設置につきましては、建築基準法上の建築物に該当しないため、申請の必要がないことから、用途地域を含め、平生町全域での設置数につきましては把握できておりません。

また、都市計画道路事業につきましても同様に、太陽光発電施設の設置に対して、都市計画法上、許可申請の必要がないことから、事務手続は行っておりません。

今後、都市計画道路に関連する場合は、事業が円滑に進むよう、土地所有者と十分な協議を行い、進めてまいりたいと思っております。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 今後、都市計画事業を行う上で支障はないか、確認した上で許可を出しているのでしょうか。町独自の規制は考えられないのでしょうか。お尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほども申し上げましたとおり、太陽光発電設備の設置に対して、都市計画法上、許可申請の必要がないということですので、事務手続は行っていないということでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 町独自で規制ができれば、住みよいまちづくりに支障のないように、どうにかしてこの地域を守りたいという思いがありますので、いい方法がありましたら町のほうで考えを、何かいい案を出して歯止めをかけていただきたいなと思っております。

この件に関しては、これで終わらせていただきます。

2問目に入ります。特産品センターの維持管理についてです。

ひらお特産品センターは、平成10年11月にオープンし、約24年経過した平生町の財産である。天井取付けのエアコンと室外機が、今年8月故障し、作動不能となりました。指定管理者である特産品センターで、修繕や買換えはすることはできない、協定書を交わしている、町では対応できない、そういう回答がありました。

特産品センターの運営は、組合員の15%の手数料で行っています。それを受け、今年は猛暑とコロナの終息、盆の時期で来客も多くなるので早急に対応したというエアコンの購入金額は67万6,500円と聞いております。この件で、組合員の方から相談を受けました。平生町が建設時に設置したエアコン、室外機は平生町の財産であるので、費用は設置者が負担すべきではないか。24年間、施設管理者の点検で異常は発生していなかったのか。エアコン、室外機の耐用年数からして取替えの時期ではないか。

2017年5月に成立した民法の一部を改正する法律が2020年4月1日から施行され、民法の債権関係の分野について全般的な見直しがされていますが、町財産の物品が故障した場合、修繕や維持は指定管理者が全て負担すべきであるのかお尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） ひらお特産品センターにおける、町財産の物品が故障した場合の修繕や維持の負担について御質問を頂きました。

ひらお特産品センターにつきましては、町議会の議決を得て、令和元年度から5年度までの間、ひらお特産品センター協同組合を指定管理者として指定し、運営に当たっております。

この間の基本協定につきましては、令和元年度から令和5年度までの5年間締結しており、さらに毎年の費用負担などを定めた年度協定について、毎年、単年度で締結しております。いずれの協定につきましても、事前に協議を行い、双方合意の下、締結しており、議員御指摘の施設の維持管理につきましても協定において定められております。仮に、町財産の物品等が故障した場合、特産品センター協同組合から町へ報告が入ります。その後、協定に基づき、修理等をどちらで実施していくか決定することとなります。

協定では、大規模な改築・改造もしくは修繕、または新築・増築もしくは移転・移設に要する経費につきましては、平生町の財産に限り、原則として平生町が負担することとなっておりますが、営業に係る備品等の修繕につきましては、平生町の承認を受けて、指定管理者が管理運用の範囲内で行うこととされております。

今後につきましても、ひらお特産品センター設置及び管理条例に定める事業が円滑に実施できるよう、施設の維持管理につきましても適切に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 契約書があるということで、よく理解しました。よく分かりました。

現在、特産品センターは、生産者の売る場所として、売る場所がなければ現金には換えられませんので、特産品センターは地域で大切な場所になっております。農業者、加工者、生の生きのいい魚もですが、いりことか干物の漁業者、手づくりの手芸業者、そして生花、お花、花卉生産者やセンター内で働くパートの人、雇用を生み出しております。消費者もまた、新鮮な野菜を求め、特産品センターに行くのも楽しみと毎日のぞく人もいます。

特産品センターは平生町を代表する場所で、本当に今、憩いの場所にもなっております。組合員も、役場がイタリアーノとイタリアのハイカラな屋根を修繕してくれた、周りも整備してくれた、駐車場の賃借料も売上げが少ないときは面倒見てくれると、みんな喜んで感謝しております。

今、町長さんが申しあげましたように指定管理者になったとき、私は協同組合の維持管理について関わっておりましたので、そういうのを考えたとき、維持、また、これからより一層発展させるためには、時代に設備投資は不可欠なものです。

日々めまぐるしく変化する状況の中、今年のように暑かったら、一日でも置いたら、チョコレートがちょっと、バターがあるような商品は夜通し電気をかけないと、私もこういう店に関わっておりましたので分かるのですが、溶けるんですね。夜通し、クーラーはもう不可欠な必需品となっております。そして、野菜もしおれます。たとえ売り場であっても、建物一つに考えられ

ると思います。

国でも今、ガソリン、ガス、電気代金など、国民の生活に寄り添う支援対策を進めております。

私は本当に先ほども申しましたように、指定管理者になったとき、私は消費者の立場から、そのときの立ち上げたときの監査をしておりました。監査員として加わらせていただいております。

行政の窓口では、双方で契約を交わしているとの対応だけでなく、町民に寄り添い、お互いに納得いく方法を見つけ合うように、寄り添うやさしさがあれば生産者のやる気につながり、今以上の発展につながるのではないのでしょうか。

このような状態でおるとうまくいかなくなるんじゃないかなという懸念もありますので、冷たいようですが、発言させていただきます。協議と対応の大切さを感じていますが、いかがでしょうか。

○議長（中村 武央君） これより休憩に入ります。

午後2時59分休憩

.....
午後3時15分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

費用負担の話でございまして、これは毎年、費用負担などを定めた年度協定を行っております。毎年単年度で締結をしているわけございまして、いずれも来年度の協定につきましても事前に協議を行って、それらにつきましても、協議を一緒にさせていただければいいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） こういう組織は、多くの人が関わって初めて繁栄いたしますので、皆さんが心をつなげて平生町を盛り立てていけるように、協議と対応、また見直し、時の状況、目まぐるしく変わる情勢、それらを踏まえていろんな人でみんな力を出し合っていけたらいいなと思いますので、どうぞ町長さん御指導のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次の問題に移ります。

持続可能な農業の取組を問う。このことについて質問をさせていただきます。担い手、農業従事者の高齢化、水田の維持管理、これらの農業をする上で重要な環境整備等、現状をお伺ひいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えをいたします。

農業従事者の高齢化などに伴う担い手の減少や水田の維持管理などの現状、対応についての御質問をいただきました。

まず、本町の農業の現状について申し上げますと、2020農林業センサスでは、農業経営体数は130戸、基幹的農業従事者の平均年齢は75.1歳となっており、5年前の調査より経営体数は減少し、高齢化も進んでいる状況となっております。

要因といたしましては、農業後継者の都市部への流出や農産物の価格低迷による離農など、様々なことが考えられます。担い手確保対策といたしましては、持続可能な農業が実施できるよう、高収益作物による専業農家での新規就農者の確保、育成を行っているところでございます。

また、兼業農家等の小規模農家も支援するため、農業技術の習得に係る研修制度の紹介や農機具の運搬経費を補助する事業も行っているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 今、町長さんのほうから担い手対策と小規模農家の農機具の運搬の助成について、お話がありましたが、これら現時点でよろしいですので、利用者がどれぐらいいあって、何平米ぐらいを利用されたか、お答えできますでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 私は手元に資料を持っておりませんので、担当課長から説明させていただきます。

○議長（中村 武央君） 吉岡産業課長。

○産業課長（吉岡 文博君） 今、御質問がありました担い手確保対策の件数でございます。

今、新規就農者として高収益作物による専業農家での取組、これにつきましては令和4年度で1件の方が取組をしておられます。

あと農機具の運搬経費でございますが、これにつきましてはこの補助事業の活用、なかなか進んでおりませんで、こちらにつきましては令和4年度の活用がないというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） 中本敦子議員。

○議員（5番 中本 敦子さん） 今、利用者がいないということでしたが、原因はいろいろあるかと思えます。いい対策なので、今回、取り入れたと思うんですけど、利用者がいないということはいろいろ原因があるんじゃないでしょうかね。追及していただきたいと思えます。宣伝が足りない部分もあるかもしれないし、農業者がどんな考えでそれを制度を知っていても利用しないのか

という、そこら辺りの追跡調査も大事じゃないかと思えます。

今、農家では田んぼがあっても畑があっても、朝起きたら土砂が流れ込んだり、イノシシが来たり、本当つくれる状態ではないので、もうつくらないと言ってやめる人もいますので、大雨や台風の災害が発生した場合、水路、河川は水田や畑にも大きな被害を与える可能性があります。

災害発生の危険性も含め、現在の状況で危機管理はできているのでしょうか。事故が起こってから言うていくのではなく、予防するということが大切じゃないかと思うんですね。それでないと、せっかくやったのにあーあというような繰り返しだったら、意欲がそがれてしまいますので、そこら辺りの現在の状況で危機管理は、対策は、壊れてからではない対策はできているのでしょうか。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 水田の維持管理などの対策といたしましては、日本型直接支払制度による中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度などの活用により、集落の協働活動による農地の維持作業や水路などの共同施設の維持管理が行っていきけるよう支援をしているところでございます。

なお、これらの制度の活用により、水田の維持管理を適切に行うことで、国土の保全や水源の涵養など、災害の未然防止の効果も有すると考えており、町といたしましても協定を締結している集落に対し、取組の継続をお願いするとともに、その支援についても継続して実施してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（中村 武央君） 終わりです。

.....

○議長（中村 武央君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、一般質問をいたします。

質問の事項は通告書に基づいて、子供たちの英語によるコミュニケーション能力の育成についてということで、3点ほどお尋ねを教育長にさせていただきます。

これ朝方の教育行政の報告の中で、少し触れていただきました。私が特にお尋ねしたいのは、4年ぶりに実施された中学校3年生の話す英語についてのことでございます。全体的な傾向、おおよそ平生町の結果・傾向等も、小学6年生と中学校3年生を対象にされたその結果報告をいただきました。

私は新聞等で学力テストに関わる記事、その全国的な傾向、結果を新聞で知ることができたので、少し全国的な傾向をお話しをさせていただいて、我が町平生の子たちはどういう状況かということで、3点のことを質問させていただきます。

まず、少しその前に、新聞等で学力テストに関わる記事、どのように報道されていたか、見出

しだけこの場で話してみたいと思います。

まず、これは8月1日NHKのネット記事なんかは7月31日の時点で発表していたんですけれども、まず読売新聞、8月1日一面に掲載です。見出しが「英語「話す」正答率12%中3全問不正解6割超」ですね。中国新聞、8月1日同じ日に、一面掲載でやっぱり記事を掲載されていらっしやいます。見出しは「英語「話す」正答率12%全国学テ中3、説問難しく18ポイント減」。NHKさんちょうど、私、夜、朝もニュースを見なかったんですけど、ネットで出ちょんじゃないかなと思ったら、もう7月31日は出ていました。これネットの記事です。申し訳ないんですけど、「中学「英語」話す力や書く力に課題、全国学力テスト結果公表」ということで、実はこれらの記事を読んで、本当にびっくりしたんですよ。その感じたことをまず申し上げます。

この記事についても、教育長さんのほうに、私が新聞の写真を撮ったもの等お渡ししてますので、それぞれ感想をどねえ思うちよってかちゅうことか、評価されているかということを経験の趣旨としてはお伺いしたいということです。

まず、私が思ったこと。中3の子供たちは本当に英語によるコミュニケーション能力は向上しちよるんじゃないかということです。まず1点目。2点目には、かえって今のやり方だと、英語嫌いの子供たちが増えていんじゃないだろうか、そういう疑問。3点目に、自分で考えて自分の意見を自分の言葉で述べることと、英語を話すこと、こういう訓練がごっちゃ混ぜになっちゃるんじゃないかということなんです。これって英語の授業ですることなのかと思うんですよ。

こういう視点で英語の授業をすることで、かえって外国語の勉強をすること、これを難しく複雑にしていないか。逆に言えば、今回の設問ですよ、レジ袋を止めるべきだという設問だったように、読売新聞にも書いてあったんですけど、これ日本語なら中3の子供たち、ちゃんと1分ぐらいで考えをまとめて、30秒ぐらいで書けるかということをもとに思ったんです。これ子供たちに対する話すという英語の指導法、間違っていないかなというふうに非常に危機感、心配をいたしました。

本日、我が町ではどういう結果だろうかということで、結果をお尋ねするとともに、英語によるコミュニケーション能力の育成について、平生中学校ではどう取り組まれているだろうか、確認の意味を含めて、3点をお尋ねいたします。

まず、この新聞を読んで、それとともに私が基本となる、受入れていること。これは平生町の教育振興基本計画、これ令和3年3月に策定されたものです。期間が2021年から2025年の間、英語によるコミュニケーション能力の育成、いわゆる外国語教育の充実ということで、主な取組21ページの中で方向性をうたわれているんですけども、その中での文では授業で……。少し読みます。「中学校の英語科の授業にオンライン英会話を取り入れています。授業では、こ

うして実際に英語を用いた言語活動に力を入れ、即興で自分自身の考えや気持ちを英語で伝え合う活動、スピーチやプレゼンテーションなどまとまった内容を英語で発表する活動と、書くこと話すことに力を入れた——中を省略します。ごめんなさい。書くこと話すことに力を入れた英語の使用機会の充実を図るとともに、英語学習に主体的な取り組む態度の育成を図ります」こういうふうに書かれていらっしゃる。このことがベースです。

新聞と学校教育基本計画、全国的な傾向から、本町の教育振興基本計画から平生町でどういうふうに話す英語について取り組まれているのか、確認の意味を含めて、3点お尋ねするということです。

まず、1点目です。令和4年度の先ほど申し上げました教育行政の点検評価における令和3年度事業実績ですね。この中で、4ページ、先ほど読んだんじゃないかと、教育行政の点検評価における事業実績ですね、令和3年度の。令和3年度です、英語によるコミュニケーション能力の向上につながったと報告をいただいています。可能ならば、今回の全国学力テストの話す英語、いわゆる話すということは、コミュニケーション能力、これ広辞苑でも「コミュニケーションとは社会生活を営む人間の間で行われる知覚や感情、思考の伝達、互いの気持ち、考え、価値観を伝える行為」と定義されていますので、話す英語はコミュニケーション能力だと定義づけられ、同等の言葉だと思いますので、私はそのように捉えていますので、この辺はお互いに共通理解できるんじゃないかと思うんですけども、英語によるコミュニケーション能力の向上、言い換えれば話す英語の能力の向上につながったというふうに理解をしています。

可能ならば、今の話す英語の結果、全国学力テストの子供たちの英語によるコミュニケーション能力、いわゆる話す英語の回答結果と全般的な傾向ですね。平生中の傾向というのが、おおよそ推測されるのではないかと思うんですけども、このことを公表していただきまして、大まかに概略で結構です。基本的には平生町の場合、個別に公表というのはされていないと思いますので、大まかにでも教育長がどう評価されているか、お尋ねを1点目にいたします。

2点目です。先ほども少し申し上げました平生町教育振興基本計画の主な取組の中で、英語によるコミュニケーション能力の育成として、先ほど読み上げたこと、即興で自分自身の考えや気持ちを英語で伝え合う活動、またスピーチやプレゼンテーションなど、まとまった内容を英語で発表する活動等の言語活動を上げておられるが、自分で考え、自分の意見を自分の言葉で述べることと英語を話すこととは別々に取り組む必要があるのではないかと考えます。先ほども申し上げました。先ほどと同じことを申し上げます。つまり、日本語でなら即興で自分自身の考えや気持ちを伝え合えるのか、日本語でならスピーチやプレゼンテーションなどまとまった内容を発表、発言できるのか、英語教育以前の問題ではないかと考えます。このことに関し、国の施策ですから、それはそれなりの考えがあると思うんですけども、教育長さんほどのように評価されてい

るでしょうか。今の話す英語の授業の在り方について、総括をお尋ねいたします。

質問の3点目です。全国学力学習状況調査、目的がございませう。つまり、この話す英語の結果は、今後、生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てられるものと思ひます。どのように生かされていくか、計画等されると思ひますけれども、この概況についてお尋ねをいたします。

以上、3点についてお尋ねをいたします。

○議長（中村 武央君） 清時教育長。

○教育長（清時 崇文君） それでは、子供たちの英語によるコミュニケーション能力の育成について、お答えさせていただきます。

初めに、話すこと調査の結果や評価についての御質問についてでございます。

まず、英語によるコミュニケーション能力の向上につながったという令和4年度教育行政の点検評価の報告についてでございますけれども、これは令和2年度から行っていますオンライン英会話の実施状況や中学卒業段階での英検3級以上相当を達成した生徒の割合の増加の状況、標準学力調査、英語教育実施状況調査、こうしたものの結果などから報告をさせていただきます。

そうした中で、このたびの全国学力学習状況調査、英語でございますけれども、聞くこと、読むこと、書くこと、話すこと、この4領域で調査が行われています。

本町ではそれぞれ聞くことは全国平均並み、読むことは高く、書くこと、話すことは低いと、こういう結果でございます。読む、聞くというインプットの力は認められるものの、書く、話すというアウトプットする力には課題があることを改めて認識するものになったと捉えています。

また、生徒の話すこと調査の回答傾向の中で、本町の生徒は無回答率が全国と比べてとても低い状況であったことが分かっています。このたびの話すこと調査の平均正当率の低さについては、国立教育施策研究所の教育家庭研究センター長は、限られた調査時間の中で問題の場面設定を理解し、短時間で英語で表現することは、生徒にとって難しかった可能性があり、作問で一連の流れを凝縮しすぎてしまったところがあると、このように話されておりますけれども、そうした中で本町の生徒たちの無回答率の低さは、どんなに難しい問題であったとしても、問題の意図を自分の頭で考え、自分の意見を自分の英語で述べようとした態度が表れているものと、このように評価をしています。

次に、自分で考え自分の意見を自分の言葉で述べることと、英語で話すこととは別々に取り組む必要があるのではないかという御質問についてでございます。

まず、即興で自分自身の考えや気持ちを英語で伝え合う活動や、スピーチやプレゼンテーションなど、まとまった内容を英語で発表する活動等の言語活動については、多文化共生の社会の到来を見据え、今後のグローバル化された社会で生きていく子供たちにとっては、必須の活動であ

るとこのように認識をしています。

こうした中で、このたびの話すこと調査に関しましては、聞いたことを理解する段階、話す内容を思い浮かべる段階、そしてその内容を表現する英語を思い浮かべ話す段階、それぞれどこにつまずきがあるかについて質問し、調査が行われています。

本町の状況を申し上げますと、聞いたことを理解する段階のつまずきの生徒の割合は、全国と同程度でございます。話す内容を思い浮かべる段階、この生徒は全国と比べて少なく、話す内容を英語で思い浮かべ話す段階では多くなっていると、こういう状況でありまして、あくまでも全国と比べてということではございますが、本町の生徒の実態としては、話す内容を表現する英語を思い浮かべ話す段階、ここに課題のある生徒の割合が多い状況にあります。

こうしたことから、引き続き即興で自分の考えや気持ちを英語で伝え合う活動やスピーチやプレゼンテーションなど、まとまった内容を英語で発表する活動等の言語活動には力を入れて取り組む必要があると考えていますが、日本語なら即興で自分自身の考えや気持ちが伝えられるのかという議員の御指摘に関しましては、町教委としても同様に、自分自身の考えや気持ちを伝え合うことは英語に限ったものではなく、重要な視点であると捉えているものであります。

そうしたことから、町内の小中学校では、英語に限らず、各教科等の授業においては平生町授業スタンダードを意識した授業実践において、児童生徒のインプット中心の授業からアウトプット中心の授業への授業革新を進めているところでございまして、そこでは特に授業での対話的な学び、グループ発表やプレゼンテーションの積極的な取り入れ、ICTの活用を進める中で児童生徒に考えをしゃべらせること、書かせること、これを重視することを意識した授業実践、これらについて力を入れているところでございまして、加えて各教科の学習を超えて、児童や生徒と学校運営協議会委員との熟議や保護者、地域の人たちへの自分たちの取組のプレゼンテーション、こうしたことなどにも取り組んでいるところでございまして、英語教育以前の取組に問題があるのではないかと御指摘につきましては、英語教育以外の取組にも力を、今、入れているところでございまして、問題があるのではないかとこのところについては、現状では課題解決の途上であると、このように認識をしているところでございます。

続きまして、全国学力学習状況調査、英語の話すこと調査の活用についてです。従来の英語の授業については、全国的にはこれまで文法や語彙などの知識がどれだけ身についたか、こうした点に重点が置かれて、英語によるコミュニケーション能力の育成を意識した取組に課題があり、特に話すこと、書くことなどの言語活動が適切に行われていないと指摘がされています。

また、そのほかにもやり取りや即興性を意識した言語活動が十分でないであるとか、読んだことについて意見を述べ合うなど、複数の領域を統合した言語活動が十分に行われていない、このような指摘がございました。

こうした中で、本町の英語科の授業では、英語担当教員の英語使用状況を高め、先ほどのアウトプット中心の授業革新に向けて、生徒が英語で言語活動をしている時間の割合を意識し、その言語活動の評価に取り組み、オンライン英会話やALTの効果的活用などについて、ICTの積極的な活用も進めながら取り組んでまいりました。

こうした取組から、町教委では、英語科の授業はこれまでと比べ大きく変化をしてきていると、このように認識をしているところでございます。

このたびの全国学力学習状況調査の結果につきましては、まず学校で一人一人の結果を個々の生徒に返却することで、うまく回答できなかったことを振り返ったり、これからどのような学習を積み重ねていくべきかを考えたりする契機とします。その上で、教員は生徒の正答や誤答から個人の力を把握し、またどのような問題が全体的にできなかったのかの分析をして、話すことや書くことに係る学力向上を目指して、これまでの取組から重点事項などを定め、アウトプット中心の授業学習に引き続き強力に取り組んでいくことになります。

町教委では、英語でのコミュニケーションの力の育成に向けて、引き続き取り組んでまいりますとともに、英語、日本語を問わず、説明や発表、弁論、ディスカッション、熟議等の言語活動や発達の段階に応じた多様な他者との共同した取組により、子供たちのコミュニケーション能力が高まりますよう、引き続き取り組んでまいります。

○議長（中村 武央君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 現状、よく分かりました。教育長さんの熱い思いも聞かせていただいたような気がいたします。とても理解ができたのは、平生中での無回答率がとても低いのは、自分で考えた結果だというふうなことが表れているというんですか、非常に褒め言葉で、子供たちのスタンスを非常によく見ていらっしゃるなというふうに理解をいたしました。

どうぞ、先ほども申し上げましたけれども、今の子供たちに欠けているのは、自分の意見を言うということじゃないかと思うんですね、気持ちを言う。これは英語に限らず、今回、英語でこういうふうな課題で出たということは、私は国と現場がすごい乖離しているのも一因にあるんじゃないかと思ったんですけれども。異なる年齢で、例えば、今、核家族ですから、高齢者いわゆるおじいさん、おばあさんと話すことというのはないだろうし、また小さい子供たちと話す機会もないだろうし、今、話題の中心になっている教育方法は、イエナ教育と異年齢集団グループを集めた学校教育というのをされていらっしゃるようなので、今後、学校の再編ということも、今日朝方からお話がありましたが、そういう教育方法もあるということで御理解いただいて、私の一般質問を終わります。

以上です。

.....

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 通告に基づきまして、大きく4点質問させていただきます。

業務のデジタル化と町税のコンビニ納付です。

本町のホームページで公開されているとおり、平生町DX推進計画が今年7月に策定されました。悪い意味ではないのですが、前例踏襲になりがちな業務も少なくないと想像するところ、全庁横断的な推進体制をつくり上げるのは、大変困難も多いかと認識しております。

そして、その中、第一段階として、業務の棚卸しと業務量調査の結果をその規約の中で表しておりますが、その他のエクセルなどが占める割合が全体の7割弱となっております。これが示すものは、パソコンなどでICTは使っていても見た目はスマートなもの、手書きと帳面で紹介のような、旧態依然であるかのような場面も多いのではないかという数字と私は認識しました。書き方や表のつくり方、使用するソフト、アプリの選び方などで、個別にその都度つくり上げ、前例からの改善にちゅうちょするような場面もあったかと考えられます。

現在は、Society 5.0時代に向けての過渡期であります。近年、これまで手書きや押印の重視の姿勢は、どの場面でも改められていると思いますし、先々にはさらなる時間短縮、労力削減、改善促進のため、チャットGPTに代表されるような生成AIの活用も考えられます。

この計画は文中にもうたっているように、行政改革の大きな一端であります。これから変化し、増加もするかもしれない住民サービスの提供と限られた予算における本町の町運営に不可欠であり、早期の実質的なシステム運用を求めるべきだと考えております。

そこで質問をさせていただきます。現在の基幹系、基幹系以外の使用システムの現状と、今後、本計画推進の各取組、実現までのスピード感及び実現の優先事項に対する考えを求めます。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 現在の基幹業務システムの現状と今後について、また平生町DX推進計画の各取組、実現までのスピード感及び優先事項の考え方の御質問についてお答えいたします。

地方公共団体の基幹業務システムとは、住民基本台帳などの住民に関わる主要な事務における情報システムで、本町における業務はこの基幹業務システムに加えて、独自の個別システムやエクセル仕様等の職員個々の取扱いなど、多くの業務でシステム利用がされております。

このたびのDX推進計画策定の際に、各業務のシステム利用がどれだけ取り組まれているか、業務の棚卸しを実施しておりますが、その結果として職員によるエクセル等での業務数が非常に多いことが示されました。この理由といたしましては、主に本町の業務にあった機能がシステムにないこと、業務量とシステム導入の費用に見合わない業務が多いことなどが考えられます。DX推進の考えからしますと、多くを占める職員個々の取扱いやシステム化されていない業務のう

ち非効率的なものについては、働き方の変容につながるよう改善を図っていくもので、洗い出しや課題発掘に努めていきたいと考えているものであります。

基幹業務システムの現状については、国が進める自治体情報システムの標準化に向けて、令和7年度までに国の示す仕様に準拠するものへと変えていく必要があるところではありますが、本町が使用しています住民基本台帳システム及びその他関連システムの一部は標準仕様の対応が行われないことが確定しているため、現在、新たなシステムへの移行を行うための準備作業を進めているところでございます。

このような状況の中、現行の基幹業務システムに関連する変更は短時間で不要となりますことから、機能追加等は極力抑え、地方公共団体情報システム標準化に関する法律に定められている20業務について、令和7年度中に稼働できるよう最優先事項として取り組んでいるところであります。

また、DX推進計画の取組事項につきましては、多くの事項で近年中、あるいは継続的な取組を予定しているもので、キャッシュレス決済につきましても、一部の手数料で運用に向けた準備を進めており、今後、他の収入金への拡充や窓口での運用も検討を進めているところであります。

これからデジタルの分野は日進月歩でありますので、計画の内容自体も近いうちには一転する可能性もございませうことから、情報や動向を注視して臨む必要があると認識をいたしております。こうした変化に対応できるよう、計画の進捗管理においては、観察、判断、決定、実行のサイクルを素早く回すウーダグループの手法を用いて、素早く状況判断や実践につなげていくことを重要視いたしております。計画の目的であります町に住むことの満足度を向上させることの達成は、時間を要するところですが、そこに向けた個々の取組については、スピード感を持って臨んでいきたいと考えております。

今後の取組につきましても、住民の利便性や職員の業務効率の向上を念頭に、その時々に応じた優先課題を洗い出し、対応していきたいと考えるもので、計画本体につきましても、必要に応じて見直し、決定して改定していきたいと考えるものであります。

以上です。

○議長（中村 武央君） ここで休憩に入ります。再開を16時10分、午後4時10分といたします。

午後3時59分休憩

.....

午後4時10分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 今ほど御答弁いただきましてありがとうございます。

御答弁にもありましたように、日進月歩の分野でございます。巧遅拙速に如かずという言葉もあります。振り返ると、もうちょっと待ってやっていたら二度手間じゃなかったなということもあろうかと思いますが、どこかで町長の決断を持って進めるべき課題が多くあると思いますので、引き続きよろしくお願いいいたします。

また、今日の質問の言葉にもありましたように若年層・高齢者に、高齢の方において、やはりデジタルデバイドというのは、情報格差というのは起こっております。マイナンバーカードの活用の構築の中で後ろ向きの意見もあるのは確かなんです、将来に向けて必ずやらなければ、活用しなければならない一つだとも思います。

まずは、デジタル化に際して町のできる範囲でこれはよかったと思っていただけるような何かをしなくてはならないと思います。

また、町内の声を聞くところによると、コンビニでの町税の納付はできないかというものもあります。これも、特に御高齢の方の町税の納付について大変不便であるとのことでした。口座振替でない方は、現在開いている曜日・時間に御来庁または金融機関窓口での受付です。金融機関では、最近恒常的に待ち時間が長い。御来庁いただくと、出納室窓口から列をなして待っていただくこともある。そして、その列は他の課の業務に支障が出ているのではないかと私は懸念しております。

コンビニ納付であれば、曜日や時間に縛りなくできますし、その方のお子様などの御家族の御協力で、車の送迎であっても予定が合いやすい場面も多分にあるかと思えます。この2つのことを考えて併せると、平生町行政改革推進計画の中にもありますし、方向性を一にする平生町DX推進計画にも係るコンビニ収納の早い実現はできないかと思っております。

先ほど町長の答弁の中にもありましたように、キャッシュレス決済を念頭に、まずは町でのコンビニ収納を、計画の中では検討年度ではありますが、令和7年度開始で進められないかと問わせていただきたいと思います。デジタル化とは住民の近いところで生活の質を高める大きな変革であることを示していただきたいと思います。御答弁お願いいいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

町税のコンビニ収納を令和7年度から前倒して開始できないかの御質問についてお答えいたします。

町税を納付書によりお支払いいただく場合、令和4年度までは金融機関もしくは町役場での納付となっておりましたが、令和5年度からは全国統一での共通納税システムにより、固定資産税と軽自動車税につきましては納付書に記載されたQRコードを読み込むことにより、スマホから

でもアプリ等を利用し、納付が可能となっており、これまでと比較して納税における利便性向上を図れているのではないかと考えております。

残る町県民税普通徴収と国民健康保険税につきましても、早期にQRコード導入を実施したいと考えております。

御質問の町税のコンビニ納付につきましては、QRコード導入に対応する環境をお持ちでない高齢者の方など、利便性向上の恩恵を享受できない場合においては納付方法の拡充となり、曜日や時間にかかわらずいつでも納付できることから利便性が向上することは議員さんの御指摘のとおりであると考えております。

令和5年度段階における県内の状況といたしましては、本町のほか3町、和木と阿武と上関以外はコンビニ収納を実施している状況となっております。本町といたしましても、コンビニ収納の必要性は感じているところでございます。

御質問のコンビニ収納開始年度を令和7年度に前倒しできないかについてでございますが、現在の基幹システムにはコンビニ収納に対応するための機能がないため、多額の改修費を必要といたします。また、コンビニ収納を実施するためには事業者との交渉やシステムの調整、納付書の変更などを伴うことになるため、かなりの時間を要すると考えられます。

新たな標準化に対応した基幹システムにはコンビニ収納機能もあり、この導入予定時期は令和7年度中となっておりますことから、現行の基幹システムに多額の経費をかけて改修したとしても新たな基幹システム導入までの短時間の利用となると見込まれるため、効率的ではないと認識いたしております。

このため、町税のコンビニ収納につきましては、納税環境の充実に向けまして新たな基幹システムでの運用後の令和8年度開始を目途に準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁ありがとうございました。

令和8年度を目途にして早期に取りかかっていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。当然経費もかかることなので、そこは勘案していただいてありがたいなと思います。

次の質問については、御案内したとおり、経常収支比率の改善であります。

第五次平生町総合計画の初めに、町の現状の中で財政状況について、「決して余裕がある状態とは言えず、効率的な予算配分が重要」と書かれてあります。財政構造の弾力性がない、財政が硬直化していることを明示しております。

並べて、総務省の平成29年度決算カードより、本町の経常収支比率は92.2%、財政力指

数は0.41とあります。財政を評価する上であくまでも指標の一つと認識はしております。しかしながら、やはり町民の方々におかれましても注目されやすい数字でもあります。

現在は、それから5年後の令和3年度までの決算カードが総務省ホームページで公開されております。令和3年度の本町の経常収支比率は82.1%、財政力指数は0.41でありました。財政力指数は低く横ばいではあるものの、財政構造の弾力性を表す経常収支比率については大きな波もなく、年々重ねて10.1ポイントの改善であります。

一見評価できる数字であるように見えるんですが、その要因と評価を問わせていただきます。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費等のように毎年度経常的に支出される経費に地方税、地方交付税等の経常的な一般財源がどの程度充当されているかを見ることにより、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための手法の一つとして用いられており、この比率が高いほど財政の硬直化が進んでいることを表します。

本町の令和4年度決算における経常収支比率は89.8%となっております。近年の動向といたしましては、令和元年度までは92%前後で推移しており、第5次総合計画では92%以内の維持を目標値として掲げておりますが、令和2年度には88.8%となり、以降は3年連続で80%台を維持しております。

この比率改善の主な要因は、普通交付税などの増加によるものであり自主財源の増加等による安定的な状況ではないことから、今後も引き続き、歳入の確保及び支出の抑制に努めていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁ありがとうございます。

もちろん経常収支比率の改善を求めることは、是非もないことであると考えております。まずは、おっしゃるとおり、恒常的に私は90%未満が望ましいと思っております。その後、何%程度が適正範囲か、また時期や様々な要因でその都度議論を残すところと考えております。

経常収支比率をよくし、財政構造を硬直化させないためには大きく2つございます。経常支出を減らすか、経常収入を増やすかです。経常支出を減らすには家計でいうと儉約です。経常経費充当一般財源を減らさなければならない。家計でいう固定費であろう人件費、扶助費、一部の公債費は基本的に減らすべきではありませんし、減らすことはできないものもあろうかと思っております。

では、何を減らすのかとなりますが、やはり維持修繕費、物件費などと考えております。平生町議会でも議論になっております給食センター、こちらについても優先すべきは何か、財政の面

から考えると自明なところも一面としてはあろうかと考えております。

次に、経常収入を増やすには何ができるか。健全的には、一般財源収入の増加を求めることです。その一つとして、積極的な企業誘致も必要かと考えられます。第五次総合計画の中に係る事業としては、新規進出企業支援事業が当たろうかと思えます。どのような誘致活動をしているのか、またどのように誘致環境を整えようとしているのかお尋ねします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 企業誘致についてでございます。

議員御指摘のとおり、本町での財源確保を進めていくためには、税収確保との意味合いから新たな企業を誘致することは重要な要素であると認識をいたしております。しかしながら、本町には広大な工業用地もなく、物流に求められる高速道路との交通アクセスや工業用水確保の困難さなどから、他市町の物件と比較しても有利な状況にあるとは言えないのが現状でございます。

加えて、企業誘致専門部署も存在しないことから、セールス活動等の積極的な活動が行われていないのも実情でございます。

このような状況を受け、あらゆる業者に誘致を求めるのではなく、これまで町内に根づいた基幹産業との連携や、地理的条件の影響を受けにくい業種を選定した重点的な誘致など、本町の持つ特性を生かした誘致活動を行っていくことが必要であるというふうに考えているところでございます。

現在町が行う主な企業誘致活動としては、県内企業誘致の相談窓口である県企業立地推進課に集まった企業情報を活用し、企業の求める情報に対し、本町で適合する土地・建物情報の提供を行うことや、県職員に同行して企業訪問を行い、本町の税制優遇措置支援策の説明を行うことにより実施をしているところでございます。

今後につきましても、このような県との協力体制を大切にしながら企業が求めるニーズを的確に捉え、町の特性を正確に伝えていくことで、事業活動を始める地域として本町を選んでいただけるよう、取組を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 町長おっしゃるとおり、前向きに取り組んでいることが大変よく分かりました。なかなか見えにくいところでもありますので、特にホームページに企業誘致のボタンがあるわけでもないですし、なかなか見えにくいんですけども、活動していただいているというのがよく分かりました。

企業誘致をしても地方交付税が調整されたり、なかなかこつこつやるしかない分野でもあろうかと思えます。これからも、こつこつ一緒に頑張っていきたいと思えます。

このような中で、ありがたいお話で、尾国地区でのレモン栽培の農業参入の企業があると、初めて企業を呼んでから約2年がたとうとしております。当然のことながら、地元の理解と御協力は欠かせないところでありますが、ぜひともこのチャンスを進めていただきたいと思います。この件の進捗はどうなっていますでしょうか、御答弁お願いいたします。

以上で、この件については質問を終わります。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 現在進めております尾国地区での企業による農業参入の進捗についてでございます。

尾国地区における企業の農業参入については、令和3年6月に県を通じ、本町において香料会社がレモン栽培を行いたいとの情報提供を受け、始まったものでございます。以来、地元での説明会を行い、地元世話人を中心に土地所有者への意向確認を行ってまいりまして、現時点では所有者不明土地を除き、事業推進の合意率は100%となっております。

今後は、地元の推進組織により事業を進めていくこととなりますが、町といたしましてはこの9月議会において地形測量などの調査業務に取り組むべく、補正予算を計上させていただいたところではございます。

今後につきましては、調査業務を行いながら、まずは令和9年度に農地区画整理事業の採択を得ることができるよう進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 続いて、上関町の地域振興策について質問をさせていただきます。

本日も、私の前にお二方御質問があったので重複するところもあろうかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

8月2日来、上関町地域振興策について全国的な大きなニュースとして取り上げられました。これからもこの注目は続き、本町も近隣市町の一番近い町の一つとして注目されることが想像に難くありません。

町内でも、様々な情報によって気にかける町民の方は多いです。当然のことではありますが、町長もおっしゃるとおり、一地方自治体としての独立性を考えると基本的には隣町の地方自治に対して本町が関与するところではございません。

しかし、このたび上関町の地域振興策の一つとして挙げられているのは、中国電力株式会社による使用済み燃料中間貯蔵施設の建設に向けた調査であると報道などにより認識しております。

この注目される理由としては、一方としては国としてのエネルギー政策における期待と、また当該施設とその運用に対する安全性に生命・財産を脅かす要素があるのではなかろうかという

不安があるからだと考えられます。

少し、40年前までは遡りませんが、遡ると上関町が原子力発電所誘致の計画推進、今回の中
間貯蔵施設の誘致と大きな地域振興策を打ち出している背景には、これは私見ですが、
2000年前後からの本格的に始まった地方分権による影響が多分に感じられます。

三位一体の改革が2005年に、税源移譲が2006年に実現し、総務省ホームページにござ
いますように、「国・地方ともに極めて厳しい財政事情の下、少子・高齢化の進展などにより今
後もさらに多くのお金が必要となってくることが予想される中で、国民が安心して暮らせる活力
のある地域社会をできる限り効果的・効率的に創っていくためには、地方公共団体が行う仕事に
ついて、自ら決定し、自ら責任を持つ体制を確立する必要があります」とございます。

つまり、人口減が地方の財政に直接的に反映される中、自己責任で何とかしなくてはならな
くなっていると私は認識しております。

そのような中、上関町も財政の諸問題を解決するために取り組んでいるのが今回の地域振興策
でもあったと考えております。このプロセスは自然なことかと思えます。しかし、上関町のかじ取
りに一定の理解はしますが、もろもろの不安の払拭は必要かと考えております。

平生町の住民の生命と財産を守る責任を負う平生町長として、本件は上関町の地域振興策とし
てどのように認識しておられるのか。周辺自治体間で、防災でよく言われる自助・互助・共助・
公助、いわゆる補完性の原理が、そういったものを何とか働かせてこの地域で、隣同士です、何
とか寄り添ってこの課題、取組を進めていくことはできないか。これは、賛成・反対どちらでも
あります。何とか寄り添った形で、隣接地域とこの少子化についても課題として取り組んでいけ
ないかというところを思うところです。

その在り方として、先ほど町長は熊毛郡もしくは1市3町で何かしらのテーブルなりを作ろう
とされていると理解しております。これが聞きたかったところではあったんですが、もう一つこ
の質問について、この件の本町についての担当課はどちらになるのか確認したいと思います。お
願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほどの説明でも申し上げたとおり、このたびの上関町が中間貯蔵施設
の建設に向け、調査を受け入れたことに対しては各方面から不安と懸念の声が多くあることは事
実でございます。しかしながら、上関町が決められたことにつきましては、それ以上の回答は控
えさせていただきたいと思えます。

上関町への対応につきましては、先ほども申し上げましたが、今後柳井広域またはその他の市
町とも連携をいたしまして意見の取りまとめを行い、何らかの形で対応していきたいというふう
に考えております。

また、平生町においては、このことについての対応は地域振興課が行うよう、指示をいたしております。

国のエネルギー政策の問題については、国策である以上、国、資源エネルギー庁や中国電力には町民に対する十分な説明と責任ある対応を求めていくことが必要であると認識をいたしております。柳井広域または周辺市町と連携して国や県、中国電力から町民に対しても説明できるよう、情報の提供をお願いしていきたいというふうに考えております。

上関町とは同じ熊毛郡内の町でありますし、また柳井広域圏の構成市町でもありますので、しっかりと意思疎通を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁ありがとうございました。

おっしゃるとおりです。さきの質問・答弁にもありましたように、やはりこの件について情報収集は必要だと考えております。議会活動の中でも必要ではないかとも考えております。

ただ、この2次的な情報ではありますが、私のこれまでの情報を基に考えると、これまで続く上関町の原子力発電所の誘致・建設と、この使用済み燃料中間貯蔵施設は相当に議論されるべき内容、条件、経済効果、人口、雇用に対する影響がかなり違うと見受けられます。

先ほどの答弁で、担当課は地域振興課とのことでありました。30年前、前後でしょうか、当時の企画課から恐らくその知見を現在も引き継がれて事に当たろうということではあるかと思いますが、この件については上関町の原子力発電所建設誘致諸般と分けて、ゼロベースから情報収集などに当たっていただきたいと考えております。調査から建設まで様々な情報がある中で、今回みたいに突然という場合も考えられます。

その折々の町長の判断のため、リーダーシップを発揮するために、町民のために町長として事前の一時的な、つまり例えば中間貯蔵のキャスク、そういったものを実際に見られるとか、そういった形で一時的な情報の収集・視察などは今検討されているか、質問をさせていただきます。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 情報収集につきましては当然やっていかなきゃいけないと思っていますし、私自身も今どういうもので、どういう形で、どういうふうに安全なのか、全てまだ知り得ておりません。

したがって、これをまず知ること、それからそういう施設があるところがありますので、そこに見に行くかどうかはこれをまたいろいろ検討して、また周辺の市町と一緒にできるのであれば一緒にやっていきたいと思っておりますし、とにかくこれからこの施設がどういうもので、どういう安全性があって、どういうリスクがあるのかというのをちゃんと認識した上で次に当た

っていきたいなと思っておりますし、町民の皆さんも大変懸念をされておられるということでございますので、町民の皆様に対してもそういう説明をちゃんとしっかりとしていかなきゃいけないというふうに考えておりますので、建設をするかどうかはまだ決まっておりません。

また、建設するということになっても、新聞によりますと十数年はかかるだろうというふうにかかれておりますので、事前に、今どうのこうのじゃなくて、建設のときにはぜひとも町としての判断を示していきたいなというふうには思っているところでございまして、情報収集をしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁ありがとうございました。

最後に、4つ目の質問をさせていただきます。

熊毛南高校の再編統合です。

先般、一部報道でも伝えられているとおり、現在山口県教育委員会は県立高校の再編整備を進めております。第3期県立高校将来構想を確認すると、1学年3学級以下の学校の再編統合を基本として、他の学校との再編統合により望ましい学校規模の確保を目指すこととの記述がございます。

熊毛南高校の現状は1学年2学級であり、柳井・周南地域の対象地域の高校の5校の中で存続しない可能性が高いようにも思えます。しかし、平生町にとって熊毛南高校も地域の希望と活力の源の一つで、それらは失われてはいけないと考えております。

先月、第5回熊毛郡高校存続協議会が行われましたが、この件について現況を問わせていただきます。お願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

山口県教育委員会におきまして、令和4年3月に第3期県立高校将来構想が策定されております。令和3年には同構想の検討が行われたことにより、熊毛郡における高校の存続を目的として、熊毛郡高校存続協議会を設置いたしました。

メンバーとしては、熊毛郡内の町長、議長及び副議長として、令和3年7月に第1回目を開催し、以降令和5年8月24日までに5回開催してまいりました。

同協議会においては、まずは山口県教育庁高等教育課から職員をお招きし、同構想の検討に係る審議状況について、同構想の策定後においてはその内容について説明を受け、認識を深めることに努めてまいりました。

同構想に基づく県立高校再編整備計画前期実施計画によりますと、再編統合、募集停止の対象

校について、熊毛郡を含む柳井地域においては引き続き再編整備の検討を進め、その内容が計画に掲げられるようになった時点で対象校に追加される旨記載されております。

熊毛郡内に既存する熊毛南高等学校及び田布施農工高等学校の2校についても、再編統合の対象となることが懸念されているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 長尾忠明議員。

○議員（2番 長尾 忠明君） 御答弁ありがとうございました。

大変厳しい状況、私も母校でもございます。大変厳しい状況かもしれませんが、今後この再編整備の中で熊毛南高校が存続されない場合においても、地域の希望と活力の源の減少は最小限にとどめていただきたいと望みます。

町長は、この望みについてどう思われるか、御感想を頂けたらと思います。質問はこれで終わります。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 先ほど申しました熊毛郡高校存続協議会による協議により、熊毛郡内における高校の存続を要望することといたしまして、9月4日には県教育長に郡内3町の町長及び議長の6名で高校存続の要望書を提出したところでございます。

その内容といたしましては、本地域における再編統合の検討に当たり、熊毛郡内に現存の熊毛南高等学校及び田布施農工高等学校の2校について、可能な限り存続するよう要望いたしております。加えて、両校の存続が困難な場合においても本地域の高校教育がこれまでどおりの水準で確保されるとともに、今後も熊毛郡3町に対する配慮をいただくよう要望いたしました。

今後、高校の統廃合につきましては県教育委員会の動向を注視し、同協議会にて協議を進めながらその後の対応をしてまいる所存でございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 本日の一般質問は、ここまでといたします。

○議長（中村 武央君） お諮りいたします。本日の会議はこれで延会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。

次の本会議は、9月12日午前9時から行います。

午後4時47分延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 河 内 山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一

令和5年 第7回 (定例) 平生町議会会議録 (第2日)

令和5年9月12日 (火曜日)

議事日程 (第2号)

令和5年9月12日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第3 決算特別委員会の設置
日程第4 委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
日程第3 決算特別委員会の設置
日程第4 委員会付託
-

出席議員 (12名)

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
6番 赤松 義生君	7番 中川 裕之君
8番 河藤 泰明君	9番 岩本ひろ子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 細田留美子さん	13番 中村 武央君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君	書記 加村 直子さん
書記 藤田 智典君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	友田 隆君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	金岡 泰史君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			中尾 和正君
地域振興課長	星出 一明君	町民福祉課長	淵上万理子さん
税務課長	池田 真治君	健康保険課長	久保 秀幸君
産業課長兼農業委員会事務局長			吉岡 文博君
建設課長	山崎 好博君	環境政策室長	山本 和也君
学校教育課長	吉本 敏行君	社会教育課長	三村 直子さん
デジタル推進課長補佐			山本 一成君
総務課財務班長	山本 順一君		

午前9時00分開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において細田留美子議員、原真紀議員を指名いたします。

日程第2. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（中村 武央君） 日程第2、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

中川議員の一般質問から行いますので、よろしく願いをいたします。中川裕之議員。

○議員（7番 中川 裕之君） お待たせいたしました。約4年ぶりの一般質問ということになります。4年間、一般質問をお休みをさせていただいておりました。新しい議場になって、この場に立つのは初めてで、最初のスタートよりも今日は景色が変わって何か新鮮な気持ちであります。

定例会が延会をしたというのは、この十二、三年で記憶では1回、それも五、六年、七、八年前に1回延会をしたという記憶があります。延長は何度かありました。今回、延会ということで、私の一般質問から始まるということでございます。今日は傍聴席も静かで、ゆっくりできるかと

思います。

先ほど始まる前に、年長議員の方が、「3時間あるからゆっくりやれ」と、こういう言葉が飛びましたが、そこまでやると物が飛んできちゃいけませんので、大体10分ぐらいで終わろうと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

1の本町・西の玄関口の不自然な景観についてということで、お尋ねをさせていただきます。

東西に県道光上関線が走り、南北に国道188号線が交差する、本町1番か2番の目抜き通りになります。この交差点の南西の位置に当たりますが、この場所は一時期、本町憩いの場といえますか、娯楽の場といえますか、一つとして本町また近隣市町の方々がみんなで集い、にぎわい、楽しんだ、ある意味のささやかな役割を果たした、そういった場所でもあったかと思います。そういう時代もありましたが、諸事情により遊戯場閉鎖ということになり、近年はコロナ禍ということもあり、放置された状態が何年か続いておりました。

最近、解体をされ、残った残骸、瓦礫が小山の状態であります。その場所は、町内在住の個人の方の私有地だと思います。その私有地を町外の事業者の方が借地をされて、使用されていたとこういうふうなことだと思いますが、借地をされ、使用されている方にもいろいろな諸事情がありになるかと思えます。

大変これ、難しい問題であります。この事案、果たして行政が指導に値する事案か、そうでないか、私もいろいろ思案をしておりました。そうすると、町の所管課が既に指導をされているというふうに聞きました。それでは詳しい進捗状況を教えていただくということで、こういうことに至ったということであります。

所管課の方が既にいろいろ指導されているということでもありますので、その進み具合といえますかを教えてくださいたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） お答えいたします。

御質問の、国道188号線角浜北交差点付近に位置する事業用建物解体工事後の廃棄物が残置されている事案でございますが、これは平成元年建築の鉄骨造り2階建ての建物が、令和4年12月から令和5年1月にかけて解体作業が行われ、その際に発生した廃棄物がそのまま残置されているものであります。

指導の経過であります。令和4年12月に現場付近の店舗から、建物解体工事に伴う粉塵等に関する相談が県に寄せられました。当時、すぐに県の柳井土木建築事務所及び柳井環境保健所が現地を確認し、建物の所有者であった事業者へ指導等を行ったとのこと。

町といたしましては、建物の解体や産業廃棄物に係る対応については県の所管であるため、そ

の時点では町としての対応は行っていない状況です。しかし、建物の解体後数か月が経過しても廃棄物が残置されたままであったことから、4月に県と問題解決に向けた協議を行った後、引き続き県による指導が行われ、その後7月以降は県と町が一体となって、早期の問題解決に向けて対応を取っていくこととなりました。

本件の廃棄物につきましては言うまでもなく、廃棄物の排出者である事業者がその責任において処理を行うのが原則であり、事業者に対しては県の柳井環境保健所において適正処理に係る指導を当初から継続して行っており、今後、期限を定めての計画的な処理等を指導していくこととされています。

廃棄物が長期間残置されていることにつきましては、近隣の不安等もあり、早急な撤去を望まれるところではありますが、事業者が負担する撤去費用等の現実的な問題もあり、現時点では早期解決には困難な状況であると考えております。そのため、廃棄物の適正処理が完了するまで、事業者がこれを放置することのないよう、周辺への飛散、流出防止等の適正管理についても、県と連携して事業者に対し指導をしていくこととしております。

いずれにいたしましても、この問題の解決は原因となっている事業者の取組にかかっており、行政対応としては事業者に対する指導を継続していくこととなります。

町といたしましても、今後も引き続き県とともに、近隣への危険や不安をできるだけ早期に解消するための方法を検討しながら、対応に当たってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中川裕之議員。

○議員（7番 中川 裕之君） それでは、再質問ということで……。

今、町長、いろいろお答えいただきました。ありがとうございました。

次の2番目に予定しておりました、飛散とか何とかの話も一緒にされましたけど、この問題は大変難しい問題だとは思いますが。十分、相手への気配りをされて、進めていただきますようお願いをいたします。1番は、そういうことでよろしくお願いします。

それと、2番目の質問に入りますけど、これも町長が飛散についてもということがお話がもうありました。確かに——というのが、この質問をさせていただこうということに至った経緯が、これ住民の方から2人ぐらい、「あの状態はどうかね」というふうなことがありまして、こういうことに至ったわけですが、当初は私もあれを小山になっている状態、環境、景観、目抜きのものであるし、あんまりいい状態ではないなと思いながら、もう何年かあそこを通過しながら国道を走ったり県道を走ったりして、見ながら通っておりました。そうすると、2人の方からそういう話をいただいた。同じ考えを持っておられるなと思いましたが、私は環境と景観の問題しか

見えてこなかった。私に話をされた方は、その環境と景観はもちろんだけど、別の、今、飛散の問題ですね。これ、台風等が来たときには、かなりいろんなところで台風の被害をニュース報道でやってますが、鉄柱が倒れて近隣の民家の屋根を壊したとか、いろんな問題が報道をされておりますが、近隣の方が思われるのは、あれは物が飛んでくると、ということを第一番に心配をしておられると、だなというようなことで、そういった面で景観、環境はもちろんでありますが、その二次災害のほうのことについての対応、今、町長、最初の質問でその飛散等を気をつけているというふうにおっしゃったので、この質問がまた重複した質問になりますけど、その飛散防止をどの程度、もうちょっと詳しく考えておられるか、お考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。よろしく。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員御指摘のとおり、これから台風シーズンを迎えます。景観上の問題だけでなく、管理不全による人災につながる可能性も十分考えられます。

先ほども申しましたが、本件廃棄物は、言うまでもなく本件事業者の責任において適正に取り扱われるべきものであります。

したがって、万が一にも廃棄物の管理不全によって被害が発生することのないよう、事業者に対して廃棄物の適正管理の徹底について、引き続き県と協議を行いながら、問題解決に向けて対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 中川裕之議員。

○議員（7番 中川 裕之君） どうもありがとうございました。

この問題は、本当、大変難しい問題だと思います。そしてまた、こういうことがこれからも空き家等のことによって、こういうふうな事例がいろいろ起きてくるのではないかと思います。

大変難しい問題ではありますが、今の残骸、瓦礫の問題については、近隣の方がいろいろ心配をしておられます。どうか、くれぐれもいろんな配慮をしながら、この解決に向けて努力をしていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。大体15分に過ぎましたが、一応ここで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（中村 武央君） これをもって一般質問を終了いたします。

○議長（中村 武央君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第35号「令和5年度平生町一般会計補正予算」から議案第38号「令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」までの件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） 令和5年度平生町補正予算の一般会計部分の22ページに、諸支出金で公営企業費があります。それで、256万2,000円予算が組まれております。提案理由の説明の際には、柳井地域水道事業の広域化のための予算で、主に人件費というような説明がございました。

それで、今までの経過として、柳井地域水道の広域化について資料ももらって説明を受けたことがあります。現状、その広域化というものが、この資料ではレベル2の管理の一体化の最中だみたいな感じになっているんですけど、今、広域化というものがどの程度進んでいるのかということと、進んでいるのかということ、これからどういうふうに進んでいくのか、分かる範囲でお答え願えたらと思います。

以上です。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 詳しいことは担当課長から話してもらいますが、いずれにしても、今、広域化に向けて協議を始めたところでございます。私も副企業長としていろいろお話をさせてもらっているのですが、まだ、どこまでというほどは煮詰まっておりません。やっぱり、詰めるべきことがたくさんありますので、それらを今、いろんなチームに分かれてやっておるところでございます。今回の補正は、まず事務所をどこに置くかというところから話が出てまして、事務所費も含めて、また人件費も含めて予算要求をしているところですが、これから先はまだまだ方向性は決まっておりますが、それについて、じゃあどのようにやっていくかというような詳細については、まだまだ検討段階に入っているところだというふうに聞いております。

いずれにいたしましても、広域化、なるべく早くということで、企業長さんが一生懸命、柳井市長さん、頑張っておられますので、私どももなるべく早く決断を終えて、広域化に向けた取組を進めていこうというふうに思っておるところでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきます。

以上です。

○議長（中村 武央君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 好博君） 今の補正予算の関係での御質問でございます。

補正予算につきましては、先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、人件費とあと運営費の割合負担ということになっております。

今後の方向性、今、どういうふうになっているのかということなんですけれども、7月からプロジェクトチームを立ち上げておまして、その中に設立部会、財務会計等々5部会があります。その中で、7月から毎月2回そのプロジェクトチームでの検討、協議を行っております。

現在、意見等の取りまとめをしておる最中なので、これから後、広域化の検討委員会の上位部局のほうに諮問を図っていくという形になっております。現在は、取りまとめをしている最中ということでございます。

以上です。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 私は、補正予算のときも大体主なことは事前に通告をしておるわけですが、今回はしておりません。特に、建設課が大変いろんなふくそう状態で、通告すれば準備が大変だろうということもありますから、しませんでしたから、答えられる範囲内で答えていただいて、また所管の事項でもございますから、その委員会までには、また準備ができるものはしていただきたいと考えております。

まず第1に、18ページ、ホームタウン平生の火災の処理に関する補正予算ですが、一般財源で措置をされております。これは、保険に多分入っておられると思うんですが、このことについて、今後どういう見通しになっていくのか、まずお聞きをしたいのが1点です。

次に——ごめんなさい、ちょっと、同じく18ページですが、その上の道路橋梁新設改良費です。工事費が1,800万円組まれております。財源を見ると、起債が1億6,200万円ですから、随分有利な事業がよく設定されているんだということだと思います。

それで、これ多分、堀川線の改良かなという具合に、説明の範囲内では私は勝手に考えたんですが、新規に新しく2件という話です。当初予算の場合、新規事業は必要な説明資料を添付されております。補正予算だからといって、詳しい説明は省略されるというのはいかがなものかと思っております。補正予算だからといって、詳しい説明は省略されるというのはいかがなものかと思っております。これについての詳しい資料が頂きたいと思っております。

それともう1点、災害復旧費です。農業用災害復旧費に800万円、21ページです。工事請負費が……。また、22ページに、公共土木災害復旧事業に1億900万円組まれております。災害復旧だからということもあるでしょうけど、農業用で600万円、公共土木で1億900万円、これだけの予算を組まれて、特に公共土木のほうですね、中身について一切説明がないと。このまま承認してくださいというのは、いささか無理があるのではないかと思います。これについても、詳しい資料を添付していただきたいと思っております。

それから、特別会計についてです。下水道事業、漁業集落事業、それぞれ特別会計の決算は、3月31日に打切決算をされております。今回1回しかない事態ではございます。提案理由の説明にもありましたように、3月31日での未収金、未払金は、そのままストップした状態で決算

をされているのが打切決算です。じゃあ、この未払金、未収金は、どこに行って、どうなったのかということなんですよ。これを整理されないと、このお金の行き先が、また、支払い先が分からないという事態だと思います。これについて、どのようにされているのか、お考えを聞いておきたいと思います。

○議長（中村 武央君） 浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 担当から説明させていただきます。

○議長（中村 武央君） 中尾総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（中尾 和正君） 平岡議員からの御質問でございます。

大きな予算をこのたび補正予算で組まさせていただきました。その金額に対して詳細な説明がないというような、お叱りの御質問でございました。その点に関しましては、私のほうが指示をきちんとしてなかったというふうなこともあるのかなというふうに思います。大変申し訳なかったというふうにお詫びを申し上げます。

先ほども、議員のほうからありましたように、委員会に付託されますので、その中できちんと審議ができるように資料をそろえてほしいというふうなことでございましたので、当初予算のときと変わらないような資料をきちんと用意させていただこうと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、打切決算のお話でございます。先ほどありましたように、3月31日で出納を締めるということで打ち切りということになるわけですが、先ほどありましたように、通常であれば出納閉鎖期まで2か月ありますので、その間に入ってきたもの、その間に支払ったものというものが決算として出てきますけれども、それが3月31日で全て締めてしまうということですので、未収金、未払金というのが発生をいたします。これにつきましては、翌年度の予算の中に入れてくる、収納される、それから支出されるというふうに考えております。

私のほうから、ちょっと今、打切決算の分については、なかなか私も担当ではございませんので、きちんとした説明ができませんので、その辺りにつきましては建設課長のほうから説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（中村 武央君） 山崎建設課長。

○建設課長（山崎 好博君） 失礼します。

補正予算のほうに十分な資料等なかったということで、大変御迷惑をおかけしました。申し訳ございませんでした。委員会のときには、もう十分な資料をそろえていきますので、よろしく願いいたします。

打切決算のほうにつきましては、また詳細を委員会でも説明させていただこうと思うんですけども、一応3月で一旦打切って、全部精算したという形になっておりますので、それからまた

新年度に、4月以降に支払いとかを回して処理しておるといふ状況になっております。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はございませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 下水道の打切決算の件ですが、会計担当の所でどのように進んでおるか分かりませんが、決算審査にも影響を与えますので、下水道の決算審査の際には必要な説明をされるように準備をしておいていただきたいと思っております。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はございませんか。（「議長、ちょっと休憩してもらえませんか」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

再開を9時40分、9時40分といたします。

午前9時34分休憩

.....
午前9時40分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。山崎建設課長。

○建設課長（山崎 好博君） 先ほどの質問で、町営住宅の火災の関係で、御説明が漏れておりました。大変申し訳ございませんでした。

火災保険につきましては、今、現段階、申請段階でございまして、どの範囲で保険が適用されるというのが、今の段階ではちょっと分かりかねるところがございます。そのため、一般財源は全額同じ金額にしておりますけれども、保険が下りてきた段階で、また歳入に充てて調整していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 武央君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第39号「平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例」について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

続きまして、決算認定についての質疑を行います。

認定第1号「令和4年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

続きまして、認定第2号「令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第7号「令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までを一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第5号「令和4年度平生町財政基金の運営及び収支会計の状況報告」から報告第17号「地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率の報告」について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。

これをもって、一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑を終了いたします。

日程第3. 決算特別委員会の設置について

○議長（中村 武央君） 日程第3、決算特別委員会の設置についての件を議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号から認定第7号までの件を審査するため、議長及び議会選出の監査委員を除く10名の議員を委員とする決算特別委員会を設置したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第7号までの件を審査するため、決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、議長において、河内山宏充議員、細田留美子議員、岩本ひろ子議員、河藤泰明議員、中川裕之議員、赤松義生議員、中本敦子議員、中村一幸議員、長尾忠明議員、原真紀議員を指名したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、ただいまの10名が決算特別委員会の委員に選任されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を10時、午前10時といたします。

委員会室で決算特別委員会を開きますので、委員の方は御移動をお願いをいたします。

午前9時45分休憩

.....

午前10時00分再開

○議長（中村 武央君） 再開いたします。

ただいま、決算特別委員会を開催し、委員長に河内山宏充委員、副委員長に河藤泰明委員を互選したとの申出がありましたので御報告いたします。

日程第4. 委員会付託

○議長（中村 武央君） 日程第4、委員会付託の件を議題といたします。

お諮りいたします。議案第35号から議案第39号及び認定第1号から認定第7号は、会議規則第35条第1項の規定により、初日に配付をいたしました付託表のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、初日に配付した付託表のとおり、各常任委員会及び決算特別委員会に付託することに決しました。

○議長（中村 武央君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の本会議は9月22日午前9時から行います。

午前10時01分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 細 田 留 美 子

署名議員 原 真 紀

令和5年 第7回(定例)平生町議会会議録(第3日)

令和5年9月22日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和5年9月22日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第35号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第36号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第37号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第5 議案第38号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第39号 平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第7 認定第1号 令和4年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和4年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 同意第10号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第35号 令和5年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第36号 令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第37号 令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算

- 日程第5 議案第38号 令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第39号 平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例
- 日程第7 認定第1号 令和4年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和4年度平生町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和4年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 令和4年度熊南地域介護認定審査会事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 令和4年度平生町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 同意第10号 平生町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議員派遣について
- 日程第16 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

出席議員（12名）

1番 原 真紀さん	2番 長尾 忠明君
3番 中村 一幸君	5番 中本 敦子さん
6番 赤松 義生君	7番 中川 裕之君
8番 河藤 泰明君	9番 岩本ひろ子さん
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 細田留美子さん	13番 中村 武央君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 重歳 征二君 書記 藤田 智典君

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅本 邦裕君	副町長	友田 隆君
教育長	清時 崇文君	会計管理者	金岡 泰史君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			中尾 和正君
地域振興課長	星出 一明君	デジタル推進課長	横田 佳幸君
町民福祉課長	淵上万理子さん	税務課長	池田 真治君
健康保険課長	久保 秀幸君		
産業課長兼農業委員会事務局長			吉岡 文博君
建設課長	山崎 好博君	環境政策室長	山本 和也君
学校教育課長	吉本 敏行君	社会教育課長	三村 直子さん
総務課財務班長	山本 順一君		

午前9時00分開議

○議長（中村 武央君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（中村 武央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において長尾忠明議員、中村一幸議員を指名いたします。

日程第2. 議案第35号

日程第3. 議案第36号

日程第4. 議案第37号

日程第5. 議案第38号

日程第6. 議案第39号

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

○議長（中村 武央君） 日程第2、議案第35号「令和5年度平生町一般会計補正予算」から日程第6、議案第39号「平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例」、及び日程第7、認定第1号「令和4年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第13、認定第7号「令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの件を、一括議題といたします。

これより所管委員会における審査の経過並びに結果に関し、委員長の報告を求めますが、認定第1号から認定第7号までの件を付託した決算特別委員会の報告は省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。

それでは、河内山宏充総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（河内山宏充君） 総務厚生常任委員会は9月15日に開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果から申し上げます。予算4件についての議案は、お手元の参考資料にもありますように、全て全会一致で「可決すべき」となりました。

主な質疑を申し上げます。

議案第35号「令和5年度一般会計補正予算」について、保育所運営費の保育対策総合支援事業として80万円増額補正されているが、これは政府の経済対策として、福祉関係の方々への給料を補填することが前年から始まったと思うが、それに関連したものであるかとの質疑がありました。これは保育所等におけるICT化推進事業で、国の補助事業である。保育所において保育に関する計画や記録、園児の登園・降園の管理をするシステムをこのたび平生保育園が導入することによる補助金である旨の回答がありました。

議案第36号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」について、財政安定化支援事業繰入金が935万8,000円増額されているが、増額の理由は何かとの質疑がなされ、普通交付税の確定による補正である旨の回答がありました。

議案第37号、及び第38号については質疑はありませんでした。

以上で、総務厚生常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中村 武央君） 次に、河藤泰明産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（河藤 泰明君） 産業文教常任委員会を9月19日に開催し、本会議から付託された議案の審査を行いました。採決の結果、お手元の資料にありますように、予算1件、

条例1件についての議案は、全て全会一致で「可決すべき」としました。

主な質疑を申し上げます。

議案第35号「令和5年度平生町一般会計補正予算」の土木費、道路橋梁新設改良費の工事請負費について、起債充当率90%であるが、起債事業名、交付税措置率はどうかとの質疑がなされ、起債事業名は、地方道路等整備事業債であり、充当率は90%で、交付税措置はない旨の回答がありました。

また、委員から交付税措置がなくても、条件も良く長期償還払いが可能となるため、起債事業名や財源についてできる限り説明をしてほしい旨の要望がありました。

討論では、議会は議案を審査する上で、資料は欠かせないものであり、資料がないと正確な審査ができない。このたび、補正予算に関わる詳しい資料の提出がなされ、その努力をされたという意味での賛成討論がありました。

議案第39号については、質疑はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 武央君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑を一括で行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

まず、議案第35号から議案第38号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第35号から議案第38号に対する討論を終了いたします。

続きまして、議案第39号に対する反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、議案第39号に対する討論を終了いたします。

続きまして、認定第1号から認定第7号に対する反対討論はありませんか。

赤松義生議員。

○議員（6番 赤松 義生君） それでは、認定1号、一般会計歳入歳出決算の認定について、そして、認定6号、介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、認定7号、後期高齢者医療

事業特別会計決算について、以上3つの認定について反対の立場で討論をいたします。

まず最初に、一般会計の歳入歳出決算について、この年の地方財政計画では、行政のデジタル化や行革、新たな公立病院プランなどが盛り込まれる一方で、要求実現の財源として見るならば、補正予算の地方創生臨時交付金をはじめ、気候変動対策や防災減災予算など様々な措置がされており一定程度確保されているといえます。

一昨年の通常国会でデジタル改革関連法案が成立し、昨年9月にはデジタル庁が発足しました。本町では、令和7年のシステム標準化に向けた取組や行政手続きのオンライン化による住民の利便性の向上、及び行政運営の効率化を推進しますという方針で予算が編成されました。

行政手続きのデジタル化を全否定するわけではありませんが、対面サービスの後退、自治体独自の施策の抑制、自治体リストラの3点で不安が残ります。アナログもデジタルもの視点で行政サービスに取り組む必要があると思います。

また、政府はマイナポータルを入口とした情報連携を拡大させ、あらゆるデータを行政側に集積しようとしています。質疑の中で、情報は中間サーバーに集積されるとの答弁がありましたが、個人情報保護条例が改正され、こうしたデータが企業に開放される環境が整えられつつあります。国民がマイナンバーカードによって監視され、個人情報企業が利益に利用される危惧あり、賛成できません。

一方、こども家庭総合支援拠点が設置され、この年の8月から所得制限が撤廃され、中学生までの全ての子供が医療を無料で受けられるようになり、児童クラブの保育時間の延長、新型コロナ地方創生臨時金を活用しての2学期からの給食の無償化など、町として取り組んでこられた施策については敬意を表します。

以上、評価すべき点は多々あるものの、国の押し付けによる強引なマイナンバーカードの普及には同意できないので反対いたします。

次に、認定6号、介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、昨年第8期の事業計画が策定される中で、コロナ禍の下、深刻な経営状況にある事業者への支援について、介護報酬の引上げはわずか0.7%で改善されているとはいええない状況です。事業者への支援は、引き続き改善されていませんが、利用者にとっても改善が認められません。

認定7号、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、10月から窓口負担2割に倍増は、単身者で年収が200万円を超える人には適用され、本町では970名の方が影響を受けます。今年度から保険料が若干引き下げられるとのことですが、微々たるもので、実感できるような引下げではありません。自助・共助・公助といいますが、自助そのものの冷たい政策です。減らされてきた国庫負担の増額を求め、元の老人保健制度へ戻すことを提案し、討論を終わります。

○議長（中村 武央君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 以上で、認定第1号から認定第7号に対する討論を終了いたします。

これより、採決に入ります。

まず、議案第35号「令和5年度平生町一般会計補正予算」を採決いたします。

議案第35号を両委員会に分割して付託した結果、両委員会とも可決との報告でした。議案第35号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、議案第36号「令和5年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」を採決いたします。

議案第36号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第36号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第37号「令和5年度平生町介護保険事業勘定特別会計補正予算」を採決いたします。

議案第37号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第37号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、議案第38号「令和5年度平生町後期高齢者医療事業特別会計補正予算」を採決いたします。

議案第38号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第38号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第38号は委員長の報告のとおり可

決いたしました。

続きまして、議案第39号「平生町教育施設使用料条例の一部を改正する条例」の件を採決いたします。

議案第39号に対する委員長の報告は、可決であります。議案第39号は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

続きまして、認定第1号「令和4年度平生町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定いたしました。

続きまして、認定第2号「令和4年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第7号「令和4年度平生町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定いたしました。

日程第14. 同意第10号

○議長（中村 武央君） 日程第14、同意第10号「平生町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。浅本町長。

○町長（浅本 邦裕君） 議員のみなさん、おはようございます。

去る9月8日に御提案申し上げました議案につきまして、本会議並びに付託常任委員会及び決算特別委員会におきまして慎重に御審議賜りましたこと、まづもって厚くお礼申し上げます。

そしてただ今は、予算4件、条例1件、認定7件につきまして御議決を賜りまして誠にありが

とうございました。

間もなく下半期に入りますので、事務事業の進捗に注意を払いますとともに、財政運営を含め行政の効率化に努め、住民生活の向上に全力を挙げて取り組んでまいり所存でありますので、議員の皆様方におかれましても、よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日御提案申し上げますのは、人事案件1件でございます。

同意第10号「平生町教育委員会委員の任命について」の御説明を申し上げます。

本町の教育委員会委員は4名でございますが、このうち富田克敏委員の任期が令和5年10月19日で満了となります。富田委員は、令和元年から現在まで1期4年間、本町の教育行政の推進に多大なる御貢献をいただいております。

これまでの実績などを勘案いたしますと、保護者の立場から教育行政に対する意向が適切に反映されることが期待されることから、再度任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、町議会の御同意をお願い申し上げます。

以上をもちまして、同意第10号につきましての御説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては、皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答え申し上げたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中村 武央君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については、討論を省略したいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって本案は、討論を省略することに決しました。これより採決に入ります。本案について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中村 武央君） 起立全員であります。よって同意第10号は、本案に対し同意することに決しました。

日程第15. 議員派遣について

○議長（中村 武央君） 日程第15、「議員派遣について」の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりとしたいと思いま

す。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣についての件は、お手元に配付の文書のとおりとすることに決しました。

日程第16. 委員会の閉会中の所管事務等の調査について

○議長（中村 武央君） 日程第16、「委員会の閉会中の所管事務等の調査について」の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長、及び議会運営委員長から、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 武央君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（中村 武央君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第7回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前9時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 中 村 武 央

署名議員 長 尾 忠 明

署名議員 中 村 一 幸